

第六十八回国会 商工委員会 議 録 第二十四号

昭和四十七年五月二十四日(水曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 鴨田 宗一君

理事 浦野 幸男君

理事 橋口 隆君

理事 中村 重光君

理事 吉田 泰造君

理事 稻村 利幸君

理事 小川 平二君

理事 北澤 直吉君

理事 塩崎 潤君

理事 前田 正男君

理事 岡田 利春君

理事 松平 忠久君

理事 広沢 直樹君

理事 川端 文夫君

理事 米原 昶君

理事 角榮君

理事 保君

理事 稲村佐近四郎君

理事 増田 実君

理事 本田 早苗君

理事 矢島 嗣郎君

理事 森岡 敬君

理事 野本不可止君

理事 竹内 嘉巳君

理事 森岡 敬君

理事 森岡 敬君

理事 森岡 敬君

理事 森岡 敬君

理事 森岡 敬君

理事 森岡 敬君

理事 森岡 敬君

理事 森岡 敬君

理事 森岡 敬君

理事 森岡 敬君

理事 森岡 敬君

理事 森岡 敬君

理事 森岡 敬君

運輸省自動車局 飯塚 良政君

整備部車両課長 岡 英夫君

労働省職業安定 局雇用政策課長 重元 良夫君

建設省都市局都 市再開発課長 重元 良夫君

商工委員会調査 室長 藤沼 六郎君

五月十九日

中小企業の危機打開に関する請願外一件(石川 次夫君紹介)(第三三二四号)

同(西宮弘君紹介)(第三三二五号)

同(広瀬秀吉君紹介)(第三四二二号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(福井勇君紹介)(第三三二六号)

同(岡本富夫君紹介)(第四二二二号)

同(松尾信人君紹介)(第四二二三号)

同(沖本泰幸君紹介)(第四五〇九号)

同(正啓次郎君紹介)(第四五一〇号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

同(中川一郎君紹介)(第四五一二号)

興事業団法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。吉田泰造君。

○吉田(兼)委員 工業再配置促進法について、数点の御質問を申し上げたいと思います。

まず一番最初に、かつて数多くの地域開発政策とそのための立法が行なわれてきました。依然として、出荷比率等を見ても、太平洋沿岸の比重が非常に増大をしております。この原因は、たいていどこにあるかと考えておられるのか。政府としては、いわゆる地域開発政策をいろいろな意味でとってまいったにもかかわらず、ますます増大の傾向をたどっております。その原因がどこにあるのか。また今回の立法は、従前の政策とどこが根本的に一番違った特徴があるのか。質問に入りま

す前にその二点について伺いたいと思

います。

○田中(兼)大臣 各種地域立法がた

くさん出ましたけれども、これは地域の立場から、地域振興という一つの目的を達成するためにつくられたものでございますが、しかし東京や大阪、名古屋というような大拠点中心の太平洋ベルト地帯のほうに産業や人口が集中することによりメリットが大きかったわけでありまして、それは生産と消費地が直接をしておるといふようなことや、すでに明治から長いこと集中的に公共投資が行なわれておるとか、いろいろな関係でそういうメリットが多かったわけでございます。そういう意味で、また日本人自体の考え方も政府の考え方も、やはり水は低きに流れる、産業は最もいい立地に集まってくる、これはやむを得ないのだ、こういう考え方が大前提になっておった。これは学者も役人もみんなそうなんです。集まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるものしょうがないじゃないか、中には、憲法で、国民が自由に選択して集

まるのだから、全部集まってもやむを得ない、全部集まってもいいようにするのが政治だ、こういうものの考え方がございまして、北海道、東北開発法とか産業地域振興法、まあ産業地などは別であります、山村振興法とか新産業都市とかというところ、こんなものは選挙運動のたぐいであるというふうな考え方の評価が多かった。そういうことがやはり地域立法というものにはほんとうに熱が入らなかったということ、集中のメリットがあった、こういうことだと思ふのです。

ところが今度は公害問題が起つてまいりました、公害投資というものをしなければならぬ。また企業の機械設備その他がスクラップ化しておつて、新しく設備を更新しなければならぬ。そのときに、これから膨大な投資を、いまの東京や大阪や東海線沿線にそのまま投資をして一体いいのかどうかという問題が切実に起つてまいりました。このままでは当然高い税金を重ねることは避けられない。問題はここなんです。自治省は事務所税を徴収しよう、それから地方は無料公開が原則の道路でも東京や大阪は全部有料道路でなければならぬ、こういうことになつてくると、だんだんと集中のメリットというものがなくなりつつある。なくなりつつあるよりも、これからは増力を禁止するとか増設を禁止する、設備の更改を禁止する、地下水のくみ上げを禁ずる、電気料金は上がる、これはあたりまえのことですが、そういう傾向になつてくると、集中のメリットというものはなくなる。だから、意識調査をやつても、一〇％は移りたい、中小企業の二六％は移転をしたい、条件さえ整えば五〇％以上が移転をしたい、こういう考え方になつておるといふことでございませう。

それからもう一つは、地域立法と違ふのは、地域立法は陳情請願の趣旨に立つてつくつたものです。大体がそういう感じですから、選挙運動のたぐいだなどといわれたのです。私は、こういうものの考え方が今日の過密をもたらしただけであつて、そういう簡単な議論を百年一日のごとく

やつてきた責任もあると思ひます。しかし、これは責任転嫁をするのじゃありません。人がどう言おうと、マスコミがどう言おうと、政府や政治家は真の政治を追求すべきである。もちろんそのとおりであります、どうも前提条件という世論形成ができなかつたというところに問題があつたと思ふのです。今度は国全体が、これから一〇％といふ昭和六十年に三百兆円になります、一〇％の半分の五〇％でも、一体いままでのままでいいのかというと、これはもう東京も大阪も東海沿線も、もう歩けなくなる。車の運行は全然できなくなります。そういうことで、正常な成長をもたらし、その成長のメリットを国民生活が享受をするためにはどうするかということで、国全体の政策として二次産業の全国平準化政策が必要になつてきたということ、地域立法とは法律の立場が違ふというところがポイントだと思ひます。

○吉田(兼)委員 ただいまの通産大臣の御説明で、この工業再配置法の今回の立法のおもな特色といひますか、それは承知いたしました、私はここで大臣にお尋ねしたいのですが、平準化をはかる場合に、いわゆる過疎地域に通産省がいまお考えになつておられるのはどのくらいの都市をお考えになつておられるか。たとえばその前段の、私の私見を申し上げます、いままでの地域立法と今回の立法とは変わつておるといひながら、やはり集中のメリットを求めて企業が大都市に無条件に集まつていった。それが公害とかかね合いがあるにせよ、私はある程度の規模の集積の集中メリットが必要であると思ふのです。だから私のほうの議論としては、要するに中堅都市をつくらうと、どうなんだ、政府の考へておられるようなものと小さいのじゃなくて、ある程度の十万以上の中堅都市、そういうものの考え方のほうが、むしろ現実的であり実行可能であり非常に効率的であるのじゃないのか、そういう点についてまず第一質問を申し上げます。

それに引き続きまして、そういう考え方のほうが、現在の、いわゆるいま通産省でお考えになつ

ておられますような、太平洋海岸の七二％の出荷比率を目標年次までに五〇％に下げられる可能性というのはいまは平準化して小さい都市をつくらう、しかも補助はするにしても、集中メリットを喪失するようないふ、そういう考え方は夢物語で原則としてはいいと思ふのです。非常にけつこうであるけれども、それがはたして実行可能な政策かどうか、あわせてお伺ひしたいと思います。

○田中(兼)大臣 農村工業導入促進法もございすし、新産業都市建設法もございすし、離島振興法もございすし、山村振興法も低開発地域工業開発促進法も、また北海道、東北開発促進法もあつて、そういうことでこれは地域立法でございすから、個々の振興法とこの工業再配置というものは二重写しになつていきます。そしてそれなりに単独立法というものは使命があるわけでありまうから、まず産業地を今度の工業再配置法の誘導地域の第一に指定しよう。そうすれば、産業地振興とプラスアルファで非常にメリットがあるわけだと思ひます。また農村地帯に對しましては、農村地域工業導入促進法と基本計画の調整をはかつてまいりまうから、これは農村地域工業導入促進法よりもプラスアルファになるわけだ。

そういうことでいきますが、いま言つた全国的な視野に立つた二次産業の平準化、これはこういふことです。間違えたら悪いから申し上げておきますが、太平洋ベルト地帯に集中しておる七三％のものをこのままの政策で発展していきまうと、それが六十年には八〇％になり八五％になる。こういうところから問題があるわけですから、七三％でもこれからスピーディーに集中をしないようにという政策のために歯どめにしたと思つておるわけだ。そうしますと、北海道を一つ例にとれば、北海道はこれから六十年までは年率一〇％ずつでも工業率がふえていくが、東京や太平洋ベルト地帯はその半分の五〇％ずつくらいしかふえない。これはただラフな数字で申し上げておるわけですが、そうすると六十年になると、この太平洋ベルト地帯の改造もできるし、そして他の

一次産業比率の高い地域の工業化も促進されて、六十年には二次産業の平準化政策が行なわれる。東京や太平洋ベルト地帯のスプロール化というものを防ぎながら、理想的な開発が進むような状態で全国の平準化をはかる、こういうことを指向しております。

それからゴマ塩のように、農村地域工業導入促進法と同じように一つの村に全部工場を入れるというのを意味しておるわけではないのです。これはやっぱり工業というものは、いままでに新産業都市や産業地が造成されたが、工場は行かなかつた。行つても国際経済の波動には非常に弱いものである。それは下請の下請であるというふうなものであつたので非常に弱かつたわけだ。結局東京や大阪というものが非常にいいと同じように、われわれが生まれた村でもって経営ができなければ県庁の所在地に行けばいい。県庁の所在地に行つてはだかなくともブロックの地方の拠点、東北における仙台へ行けば営業はできる。仙台で営業ができなくても東京へ行けば営業ができるというところは事実であります。それは集中のメリットなんです。ですから、それが一体五十万がいふのか三十万がいふのか十万がいふのかというところは考えられますが、この法律を策定した当時考へたのは、五十万と二十五万の間であるといふことで考へていろいろ研究してみたりして、まず想定される理想的な姿は拠点都市は二十五万だろ、こういう考え方を持っておるわけだ。

それで拠点都市二十五万といふことになりました、いまの四十七都道府県に一ずつといふと大体五十万所ぐらゐるというところにもなります。それだけではだかなくやっぱり衛星都市のようないふものをつくらうと、そこにまた過密が起るというところになります。これは苦小牧とか鹿島や水島で多少問題を起しておりますから、多少どころでなく問題を起しておりますから、そういう意味ではやっぱり中核都市以外に衛星都市を考えなければいかにぬらうといふことで、衛星都市は、いまの行政区画の中で生計別に見まして、いま山を

というところは知っておるわけでありまして、全地域の二%というところに七〇%も七五%も、六十年までこのままほっておけば八〇%以上人口も産業も集中するということは、これはもう是認できないわけですから、やはりこういう政策——私自身もこの政策、自分で通商産業省として大蔵省と折衝した原案から比べると非常に後退しておるのです。後退しておりますが、自治省も言っておるのです。こんなもの三年じゃなくて、二十五年じゃ長いにしても十五年か二十年にしなければならぬということもわかる。わかるが、それにはやはり自治体の財源の補てんをどうするかという問題と、やはりある時期地元が税を取らないようなことがあっても、人間が定着をし、いろいろなことを考えると、究極的にはその地方がほんとうに出かえをしないのでなく、理想的な環境をつくる一歩なんだということを納得させるにはちょっと時間がほしい。だからこれは三年でがまんしてください、こう自治省は言っているわけですが、だからそういう意味ですべてが理想的なものがスタートするにはちょっとむずかしいということですが、集中するように、国民の税金を使うのだから投資効率ということだけばかりの一方だけの方にのみ投資をすべきである。これが悪循環になり今日の過度集中になったことであるにもかかわらず、そういう理論を全く逆な方向に転換させなければならぬというところにやはり非常にめんどろさがあるものであって、この制度をもっと強いのにしなさいということをや野党の皆さんなどから御叱正を得ることは、提案をしておる通産省としてははなはだ心強いことであって、ぜひそうお願いしたい、こう思うわけです。

○吉田(泰)委員 われわれは、それはやはりこの法律が、これは野党、与党を含めて、工業再配置をやらなければならぬという原則論はみんな踏んまえた上での話だろと思うのです。いまの答弁を聞いておきまして、結局、地域開発政策の順序というものを考えてみますと、まず地方都市の拡

大、充実をはかることから始めなければいけないじゃないか。理想的なことを言えば、特に生活環境をはじめとして社会資本の充実がはからなければならぬ、その後に工場進出が行なわれる。いまのこの立法では、やらなければならぬからやの、まず工場進出が行なわれ、その後地域環境整備を行なうとしておる。これではいままでの地域開発立法と同じようになってしまふのではない。いま大臣が最初の、やりかけだから十分ではないけれども、ベターだからやりなすの、このことについての意見は何ら異論はないのです。ところが、受け入れ体制の地域開発を十分やって、それから工場進出が行なわれるというの、通産省のいまの考え方は逆になってくるんじゃないか。まず工場進出をはからう、それから地域の環境整備というように逆になっているんじゃないかと思うのです。

○田中(国務大臣) 工場がいままで東京や大阪を中心とした太平洋ベルト地帯に百年間の流れと同じような流れで集まるのだということを国民が考えており、そういう制度そのままであると、地域の開発や開発のための整備計画は実際においてなかなかできないのです。今度は集中をさせない、これは過度集中の排除法でもあるのです。

同時に、そうすると、これから最低七・五%、潜在成長率一〇%以上もあるという日本の現状から考えると、少なくともいままで地域立法などではなかなか効果をあげられなかったけれども、今度はできるのだ、政府もそういう制度をつくって諸政策をやっておるのだ、さあ、これから地方は思いついた理想的な計画をやらう。いままではやはり何か、田んぼが一割減反されると、どこかのさ田を二町もつぶして、畳工場でも誘致をして、せめて村のていさいや村の財政の縮小するのを防ぐという程度のものが基本になり、果として新産業都市というような局限されたところに集中して計画を立てる以外になかったわけですが、今度は国の政策としてどうしても必要である、こういうことになれば、これは地方と国と一体になって

六十年展望の理想図がかかる。通産省もこの法律を提案した限り、いままででも各県との間に調整を行なっておるわけですが、同時に既存の地域立法等の勉強をしておるわけですが。

実際にいって、なるほど新幹線建設促進法や高速度自動車道路法や、それから港湾整備のために特別会計をつくったり、ダム特別会計をつくったり、やがて水の特別会計になっていきますが、水をためるのだ、そして水と土地や港湾や交通網がちゃんと整備されれば、全国総合開発が可能なるこの半年間の勉強で非常にうまくできてきているわけです。そういう意味で方向を確認をし、誘導する法律ができないうと、これは爆発的になってしまふ。おそ過ぎるくらいな立法だ、こういう感じに付加して、一日も早く理想的な法体系にしなければならぬ、こう思います。

○吉田(泰)委員 それでは、次にもう一点、移転促進地域から工場を移転させる方法で非常に重要な問題としていわゆる従業員対策がございます。それについて通産省がいろいろな助成策はとっておられますが、経営者としてあるいは工場移転をしたいような場合に、そこに働く従業員が移転に反対したような場合、これについて政府はどういう助成を行なうとしておるのか。

○田中(国務大臣) 問題のポイントの一つです。いま東京の中に五千人程度の主力工場を持っている会社があります。この会社は移転の希望もありません。駅の前に二万坪ないし三万坪の工場を持っておる。それは車の出入りのために、トラックや荷物、貨物を搬入搬出するために住民から非常に苦情がきておる。そこは坪百万円もする。そして全部設備は更改の限度にきておる。何も東京になければならぬという工場ではない。工場設立当時、野っ原だったからやったというだけの話であります。それを一つテーマとして調べてみたのですが、それに付随する人たちは約五倍、二万五千人ぐらいいるわけですが、合わせれば三万人になり

ます。家族を入れれば、四人としても十万人をこすわけでありまして。そういうような状態でもって、それは制度としては圧縮帳帳制度もございまして、百万円で売って、十万円の帳簿価格、圧縮帳帳でもってそのまま移転ができて、三万坪が三十万坪以上の理想的なところに行つて、設備は全部近代的新しいものにつくられる。税法上の特例は受けられるようになっております。やりたいのですが、あなたの言う、ちやうど五千人のうちの五割から四割ぐらいの人たちが中高年層でございまして、移るのに、うちがどうなるかという問題、子供の学校はどうなるか、二重生活をやらないで済むかという三つの問題があるのです。それは筑波移転と同じ問題なんです。通産省の関係機関が筑波に移転をする。実際はどういうことかという、住宅がとにかくほんとうにあるのか、子供が学校に通えるのか、地方に出してしまふと定年後の再就職ができない、内職もできない、いろいろな問題があるのです。だから、いま研究しておるの、それじゃ東京にそういうものが全部おつてやれるのかという、それには限界がある。それは本人たちが納得すれば——どん詰まりまでいってしまえば納得するだろうということでありまして、それは政策がないということに通ずるわけです。そうすれば、それを納得せしめるということ、筑波移転は計画してから十年かかりました。しかし、いまや、用地は少なくとも三倍以上に、それから建物も理想的なものにする、そこには住宅を全部つくる、この住宅は将来自分のものになつてもよし、社宅でもよしということになり、しかも学校の問題等片づけば、これは移転は可能であります。各企業が移転のときに全部一番問題になっているのは、あなたがいま言った、最もエキスパートとしての労働者はやはり三十五、四十五、五十になつておる。この人たちと一緒に移転せしめ得るかどうかという問題でありますので、これはいま提案しておるこの法律だけでは完ぺきなものではありません。労働関係、厚生関係というものは全部しなければい

けさせんし、しかも中核都市をつくる場合には、その都市の中の自然環境は保護され、道路の幅員は幾らでなければならぬとか、工場といえども建設率は三〇％にするか二〇％にするか、緑地帯を必ず持たなければならぬというようにすることにしなければならぬし、ある一定規模の中に必要な学校やその他のものも、すべての環境整備をするような法律が法律としてだんだんと付加されていく、私は立法当時からそういう考え方を持って研究をいたしております。

○古田(参)委員 いま通産大臣が立法当時からの従業員対策についてお考えをいただいているということですが、ほんとうに工場の移転ということを考えてみても非常に大事な問題です。それでいま大臣答弁の中でちよつと出てきました、最終的に工場の移転を経営者がきめた場合に、どん詰まりへ行ったら納得がつくだろう。それはある意味では納得がつかない層は解雇せざるを得ないという意味が言外にあると思はるのです。それが非常に問題であらうと思ひます。なるほど会社の意思できめた場合、従業員で納得をしない人はやめざるを得ないだろう。大都會には再就職の道はあるでしょう。しかし現在の日本のいわゆる賃金ベースの年功序列型の体系の中では、具体的に給料のダウン、生活給のダウンを意味することになると思ひます。最終的な詰まりへ来て納得をして、残る人、再就職をしなければならぬように余儀なくされる人のために、これは政府がもう少し関連法案を整備をしてこの問題を重点的に扱わないとこれはなかなかむずかしいだろうと思ひます。したがって、通産省以外、労働省の方もお見になつておられると思うのですが、そういういわゆる生活水準を下げない配慮、通産省の問題、非常に長いロングランの形でやつていかなければならぬ再配置法に、従業員対策のきめこまかいそういう対策をとつてないといふような問題になるような気がするので、現在の政府の考え方は、やはり最終的にきまればしょうがないじゃないかというところは生活給

のダウンを意味するというところ、その言外の意味をどういうふうに理解されているのでしょうか、それを労働省からひとつ……。

○関説明員 お答え申し上げます。工場の再配置に伴います従業員の問題が非常に重要だということで、この法案の目的でも、雇用の安定に配慮しつつ措置を進める、こういうことにいたしておりますし、また実際に工場、事業場に関係大臣からいろいろ指導、助言を行ないます場合に、私も、関係大臣に必要がある場合には意見を申し上げることができるといふことにいたしました。いわば従業員対策という意味から労働省としてはいろいろ意見を申し上げていきたい、こういうふうな考え方を次第でございまして、先生のお話のとおり、特に中高年層の再就職という問題は、労働力不足である大都市地域におきましても確かに賃金その他の労働条件面で問題がございまして、ただ昔から見ますと若年層の供給が不足してまいりまして、最近では事業場も中高年層の中途採用というにだいに踏み切つておりまして、雇用動向調査、そういうものから年齢別に再就職前と再就職後の賃金を比較してまいりますと、再就職の前後で賃金が上がった者あるは下がった者いろいろございまして、大体上がった者と下がった者の均衡がとれてくるような状態に最近改善されつつございまして、しかしながら、現状として十分ではございませんので、今後私も、ますます中高年層の再就職の促進には、私も、独自の対策をいたしまして中高年層者の雇用促進というに特に力を入れていきたいと思ひますし、また具体的に工場の移転がきまるとした場合に、従業員対策というところを重点に考えていたございまして、まず移転先の住宅あるいは教育問題の解決をはかつて、できるだけ離職者がでないようにしていただくことが第一、それからどうもその再就職問題を会社やその組合と一緒になつて相談していく、そしてそういう離職者の実態に見合った求人とその地域で確保するというよ

うなことを離職前からやつていこう、こういうような考え方である次第でございまして。

○古田(参)委員 大抵私の持ち時間も終わるようございまして、大臣に最後に御質問を申し上げます。それはいま労働省から、従業員対策について特にこの法案の中で慎重な配慮が望ましいということとを御要望申し上げて御答弁をいただいたのですが、大臣からもその一点について、特にこの従業員対策について通産省としてはいかに考えておられるか。

それとあわせて、最後です、この法律そのものが、先ほど来の審議で明らかになったことは、再配置をやるべきであるという原則論だけは、つきりだれもわかつていまして、相当思い切つた抜本的なことをやらなければならない、また過去の開発法案と同じようなことになつてしまつたのではないか。したがって相当思い切つた、具体的に公害対策の歯どめ、従業員対策の歯どめ、そういうことをしっかりと、大胆な施策、大胆な助成策、それに踏み切らないと効果がないような気がいたしますので、その運用上の省令、政令をきめるにあたりまして、将来の運用ということも考えまして、ひとつ大臣の決意なりお考えをお伺ひして質問を終わりたいと思ひます。

○田中(参)大臣 この法律は、現在ある都会の工場、これは移転の希望があつても、メリットを追求して集まつてきたものでありますから、これは移転ができません、いままでどおりになるわけですが、しかし実際の問題として、時代の要請に沿つて規模が大きくなればならぬ。規模を大きくするには、この超過密の中では規模が大ききできないし、新しい投資もできない。また公害投資をするにしても相当巨額な投資をしなければならぬ。そういうことになると、それだけの集中投資をするならば、新しいところに立地を求めたいという感じは確かにあります。でもそのために、誘導政策としては圧縮配帳の制度や低利長期の金融とか税制上の優遇とかいろいろあるもの

があるわけでありまして、それに今度この法律を付加して、これ以上超過密に拍車をかけるような悪循環を続けるようなものには一つの歯どめをした。東京にみんな寄つてきては困るから、言うなれば埼玉県の向こうでもつて歯どめをしたい。それから栃木県で園所をつつくりたい。つくつたけれども、それは園所でもつて入つてこないといふのは困るので、やはりそこで産業が定着をし、発展せしめるメリットというものが追求できるように制度をつくつておかなければならぬことは言うまでもない。それで、幾らどう考えてみても、雪の降らない太平洋ベルト地帯に住むほうが、北海道、青森県に住むよりもよさそうだが、沖縄は暑いから沖縄よりもよさそうだし、感じはみな持つわけだ。だからそれなりの、そこで定着せしめるメリットというものを与えなければいかぬ。助成政策を行なわなければ定着しない。これはそういうことであります。

もう一つは、企業者が、企業投資のメリットというものが魅力がなければだめだと同じように、労働者が魅力がなければ定着をしません。これは女子などは学校に出すと、お互いにそうだと思うのですが、子供を東京に連れてくると帰らなくなるのです。これが一番困るのです。若い婦人が定着をしない山間部には若い男の労働者が定着するはずがないのです。そういうことで結局労働者が定着する魅力を与えなければならぬし、また都会、過密地帯から新しい産業地帯に出ていくとすれば、それなりのメリットがある。自分は都會におつてもどつとも月給は上がるけれどもマンションの一室しか買えない、しかし自分の郷里の新しい産業基地に行けば、少なくとも三百坪の土地を与えられ、そして五十坪の住宅は自分のものになる、自分がそこについてく限りにおいて、それは自分のものにもなるし、会社に返還をして自分では退職時に新たなところに行つてつくつてもいいという、みずからの裁量によつて財産形成ができるというようなメリットを与えない限り、これは中高年層の労働者が、東京におる者、名古屋

えられることは以上でございます。これ以上の正確なことは大蔵省からお聞きになっていただいたほうがいいと思います。

○中村(重)委員 通産大臣が正確な数字を把握しておられるかどうかはわかりませんが、ただ百六十五億ドルとか九億ドルとかいわれたのはずいぶん前なんですよ、貿易収支からいまして相当赤字が出ていますよとありますから、実際はもつとあるのではないかと推測でございますが、その点は、私で答弁できるのはこの程度であるというお答えがございましたから、数字の問題はあらためてまたお尋ねすることにいたしますが、先進国家からは実際にはもつと外貨があるのではないかとというふうな見方をされているのではないかと、いうふうに思いますが、その点はひとつ明らかにされる必要があるであらう、それが日本のさらに信頼を回復する道にもつながってくるのじゃないかという感じが私はいたします。

そこで、外貨活用のねらいなんです、いま大臣から外貨活用はこういふような面を考えているというお答えがございました。そこで、ポイントなんですけれども、外貨活用というものが円再切り上げというものを回避するというところにねらいがあるのか、そうではなくて、輸入であるとかあるいは資源開発であるとか、これは円ではどうすることもできない、やはり外貨を活用しなければならぬというふうな考え方の上につけて外貨活用をお考えになっているのか。ほんとうのポイントというか、ねらいはどこなんでしょうか。

○田中(重)大臣 これはいまでは輸入の促進、備蓄の増大ということが、正規にはそうお答えするわけですが、これは先ほど申し上げましたように、去年きめた円対策入項目の中の外貨活用というのが残ったわけですから、これはやはり円対策の中の重要なものであったということは事実でございます。それでやはり日本の外貨準備が伸びるという、本格的には輸出入ということが前提になつておるわけではございませんけれども、や

はり外貨がたまる、国際流動性が阻害されるということになれば、これは相当な問題になることは事実でございます。日本が外貨をかせいだならば、やはりこれは国際流動性を確保しながら、日本だけがため込んでおくということではなく、これはやはり援助に使ったり、ひもつきをなくするアンタイドや、いろんな問題に対して活用するということが必要でございます。そういう意味で、特に外国において予定どおり鉱石を引き取れないなどというトラブルを起こしているものもございまして、必要なものは輸入しなければならぬというウラン等の問題もございまして、そういう意味で外貨を寝かせておかないで活用する、こういういろいろな目標がございまして、せんじ詰めてもつと明確に言えといえ、やはり景気を浮揚し、輸出入のバランスをとるという過程において、いまだで積み増しをされた外貨というものはできるだけ活用するということを目標にしております。

○中村(重)委員 先ほどお答えがありましたように、輸出入銀行とか石油開発公団あるいは金属探鉱事業団、これら機関に対して四千五百億程度財投から融資をするということが伝えられているわけですが、そうすると、いまもお答えがございましたようにこの財投からの融資、これでもって外貨をさがなり、こういうことになる。そこで企業に外貨を貸し付けるといふことになるだろう。さらに外貨の多角的活用の促進という中にも利子補給ということをやつたてゐるわけですし、お答えの中からもそれが出たわけなんです。財投金利は六・五％というところで、これは無理だ。この間石油備蓄の際も利子補給をおやりになることを御説明がございましたし、私どももそれを伺っているわけですが、いま考えておられます利子補給というのはどの程度を考えておられるのですか。

○田中(重)大臣 いろいろこれから政府内部でも検討しなければならぬし、国会でもって法律を御審議いただくときには、それまでには十分答弁ができるように明確な数字を詰めておかなければならぬと思ひます。まだ正確な数字を詰めてはございませんが、いま御指摘がございましたように、これを資金運用部資金を使うということになれば六・五％であります。いま外貨は何に一番多く使われておるかという、証券とか中期証券、そういうものを購入しておる。その金利はどうかというところ三・七五％であります。ところが六・五％マイナス三・七五％というのが差額になるわけあります。ですから、いまだで差額の金利があつてもなかなか輸入はできないということ、ですから相対的な金利でなければそれは輸入はできない。為替リスクの問題と金利にかかつておるわけです。そういう意味で私が主張しておりました差額を利子補給する、こういうことを主張しております。大蔵省はこれに対してノーと言わないというところでございまして、これを了承して、確実にきまつて積算すれば百数十億になるというところを言うのには、ちよつと時期が早いような気がいたします。しかし、こゝまで申し上げるのでしたら、相当話が詰まつておることは事実でございます。

○中村(重)委員 私の知り得た情報によりまして、大臣がいまお答えのとおり。そうなつてまいりますと、二・七五％の利子補給というその金額は、百二十三億七千五百万円というふうな数字になるようでありまして、この利子補給はどこから支出をするということになりますか。

○田中(重)大臣 それはまたこれから法律の問題がございまして、補正予算を提出するのから予備費から支出をするのか、これはまだ全然具体的にはきまつておりません。おりませんが、これは法律を提案する際には政府としての明確な答えを準備いたします。

○中村(重)委員 私はいまお答えがございましたように予備費の支出が考慮されているということも伺つております。大臣、いかがでございますか、補正予算を提案するということになつてくるところは、おのずから別であります、予備費から利子

補給をするということについては是非については大臣はどのようにお考えになりますか。

○田中(重)大臣 そういふ純法律論もございまして、国会開会中でもございまして、これは法律提案に至るまでの間には正式な答弁を用意いたします、こゝ申し上げておるわけです。これはなかなかむずかしい問題なんです。物議をかますような御答弁はできないということで、ひとついまのところごんべんをいただきたいと思ひます。

○中村(重)委員 政府は利子補給を予備費からという考えが大体固まりつつあるように私も伺つておる。この間予算が参議院を通過したばかりであります。それも予備費から利子補給なんというところは考えられていなかったし、またそういう説明もなされてない。予備費から利子補給をするというところは絶対にやるべきでないということを私は申し上げたいわけなんです。

御承知のとおり国鉄運賃は多数をもつて衆議院を通過する。参議院ではまだお経読みもなされておりましたが、これを減額修正するといつたようなことは考えていないようであります。健康保険法の問題にいたしましても、私も野党は最低大体二〇％国庫補助が妥当であるといふことを考えておりましたが、この前の予算の中で二〇％の国庫補助を私どもは野党共同でもって組みかえ動議を出した。それにすらいま政府・与党は応じようとはいたしておりません。物価はどんどん上昇しておる。その上に大衆に対して犠牲を要求いたしておる。そうした段階において、予備費の中から利子補給をするなんというところは私はもつてはかたと考へておる。そのような企業べつたりのことをやるべきではないと私は考へますが、大臣はどのようにお考えになりますか。

○田中(重)大臣 これは企業べつたりという議論じゃないのです。円の切り上げなど行なわれたいもつとたいへんになるたいへんな問題なんです。ですからこの段階において立法審議をお願いしなければならぬ、こういうことでございまして、それはいままでのように企業でもつてやらな

くたつていいのです、企業でやらなければ国がやればいいのですから、国が事業団をつくつても輸入促進をやらなければならぬといつてゐるのですから、これを長期低利というふうな制度によつて民間をしてやらしめられるかどうかという問題なんです。それでも民間はやらぬかもしれませんが、これをウランの開発輸入というのを一つ例にとればすぐおわかりになることでもあります。九電力はウランの輸入は直ちにしてみたい、しかしこれは九電力ではなく政府が事業団をつくつてやつてもらいたい、政府がやれば利息も何も要りません、そういうことのかね合ひでやる仕事でございまして、これは企業べつたりとか産業保護とかそういうものじゃないのです。これは国の政策としてやらなければならぬかどうかというのがこの制度を踏み切らなければならぬかどうかということなんです。ですからこれは法律をもつて審議をいただく。だからこれは、いや、そういうものは要らない、外貨の活用もしないでよろしい、大臣の勧告権などは要らない、そんなことをやるとまた日米繊維交渉のようなものをやるおそれもあるから、やると悪いから私たちはやめた、それは要らぬといふことなら、国会の決議がそのであるならばそうなるわけです。

ところがそうなる場合には、それで円の切り上げが行なわれたらもうとつといろいろな問題が起る可能性があるわけです。しかし、そういうことを未然に防ぐためにはこういう政策をやらなければいかぬといふことであつて、これは産業政策と考へることはない。国際経済に対応する対外経済調整に関する臨時措置法であるといふことで、全く別な立場でございまして、けさの新聞にもちよつと何か書いてあつたが、そんな考え方は――まああなたは全部承知されておつて言つておられることですから私もむきになつて答弁するつもりはありませんが、しかしこれが十月月もかかったのは、そういうめんどうな状態であつてしかももう避けがたいところまできておるので、どうしても最終的には立法処置で国会で意思をきめ

ていただきたい、こういうことでありますので、この問題、ちよつといふ私的的確な答えはできませんが、御了承願ひたい。

○中村(金)委員 大臣は企業べつたりではない、そういうお答えであります。日本の国策である、円の切り上げをやられたらどうするんだ、日本の経済はまた大混乱におちいるではないか、それは泣きどころという形になっていきますね。ところが大臣、なぜにそういう結果になるかといふことをお考えにならなければだめなんです。輸出の伸び、輸入の伸び、経済成長見通しの問題、国民消費の伸びをどう見積もつたかといふことです。私は資料を持ってきておりませんが、記憶のまま申し上げますと、国民消費の伸びにいたしましては四十六年度が三・五％、四十七年度一三・八％でしよ。横ばいにしか国民消費は伸びを見ていないじやありませんか。国民消費の伸びを抑えるといふことは、これはたとえば賃金にいたしましても、あるいは農業であるとか中小企業であるとか、いわゆる庶民生活といふものを伸ばしていきうとする考え方の上に立つていないといふことです。したがつて、国民消費が伸びないといふことは購買力が伸びなければいふことなんです。購買力が伸びなければいふことが輸入もふえてこないといふことです。当然輸出という面において、輸出は思うように減らなかつた、輸入はそうした経済見通し、輸入見通しの点から十分伸びてない、伸びてないから勢い外貨がたまつてこざるを得ないじやありませんか。また経済見通しを見ましても、外貨は七十一億たまるようにちゃんと見通しはできておるじやありませんか。だからそうした外貨がたまらないように、政府がはつきり打ち出してありますように、GNP中心主義、輸出中心主義ではなくて、国民生活優先主義、人間尊重、公害をなくするとか、生産性の低いものを生産性を高めていく、国民の生活水準を高めていくという方向に経済見通しを立て、それに対するところの予算編成をしておつたならば、いまのような結果にならなかつたし、外貨はたまる

らないと思ふ。外貨はたまるべくしてたまつておるのじやありませんか。それを外貨がたまつておるから再び円の切り上げといふことになるから、いま外貨の活用をやらなければならぬ。予算の通つた直後に予備費から利子補給をするなんといふ、そういうでたらめなことが許されてはならない。私があえて企業べつたりといふことを主張するのは当然じやありませんか。政府が善政を施してなお外貨がたまつてしようがないのだといふことで外貨を活用されるといふことであるならば、これはわからないでもありません。しかしそういうことをやらすして、外貨がたまつたから円の再切り上げになるからこれはやらなければいけないんだ、企業べつたりじやないんだ、その考え方を改めろ、こうおつしやられても、私も納得しないし、国民も納得しない、私はかように思います。それはお考えになりませんか。

○田中(国務)大臣 いま中村さんのお立場で言へばそういうことになるでしよ。それは私もよく理解できます。理解できますが、これはその単純でもないのです。なぜかといふと、去年の一月には外貨準備高は四十五億ドルでしかなくつたのです。それがあつと一年間で百六十五億ドルといふこととございまして非常に異常である。これは日本の経済政策だけの関係じやありません。これはやはり国際経済の波動である、こゝ見なければならぬ。それでなければ――私は三十七年、八年、九年、四十年と大蔵大臣の職にあり四十年にやめたのですが、やめるときには四十年不況でありました。外貨準備高二十億ドルでありましたから……それから六年間で四十五億ドルになつたわけですね。それが一年間で四十五億ドルもふえたといふことは異常である。異常であるといふても、これは国際波動だけではなく、何で主要工業国が全部低金利政策に移したときに二月月づつおくれたんだ、これは経済政策の失敗だとか、いろいろ指摘されることがあつたと思ひます。おとしの一月に四十五億ドルならば、おとしの三、四千億が五千億財政を膨張

させなかつたか、それも自民党の失敗である、いろいろな指摘はあると思ふのです。まあそれは確かにいろいろあるわけでありまして、ほんとうに経済の見通しの的確性という面に誤りがありました。それでしよ。四十六年度の経済成長率は一〇・一％だと思つていたら、あれだけ景気浮揚策をやつて――予算も組み、財政の追加をやつて、あらゆることをやつてどうしたか、景気浮揚策をやつて四・七％しか上がらないのですから、それはもう問題にならないくらいの違いがあります。ですから、それをあなたから御指摘いただければ、いずれにいたしましても今度はしっかりとやりま

す、こういうことで御理解をいただく以外にないわけですね。ですから、外貨はいずれにしてもたまつておるのであつて、国際的な見地から流動性を確保しなければならぬし、活用しなければならぬ。だから、去年の入項目の対策の中には外貨の直接貸し活用というのがあつたわけでありまして、それが今日まで延びたといふのは、制度の問題、現行法の制約があつたといふような問題で参つたわけとございまして、やはりこれからどうしても、さつき申し上げた四つの項目といふのはなかなかみんなそれなりの理由がある事項でございまして、四つの政策の中の一つとして外貨の活用策といふことを実行に踏み切らざるを得ない、こゝ考へております。これは国会で御審議をいただくわけですから、いやそんなことをやるよりも下村理論のように百億ドルを国際機関に出したほうがいいという議論もありますし、いろいろ議論はあるのです。あるけれども、私はいまの日本の状態を考へますと、国民がためた外貨でございまして、将来やはり国民生活向上のために活用されたいといふものでなければならぬ、そういうものに使われるといふことでなければならぬといふ考えから考へますと、百六十五億ドルくらいの外貨を持っておつたからといって、これをみんなよそにやつてしまつたほうがいいといふのはどうも荒っぽい政策のような気がいたします。

〔委員長退席、橋口委員長代理着席〕

だから、まあ議論は存在しますが、何らかやらないければならない。当面する問題解決の政策の一つだ、こう考えております。

しかしいろいろな議論がございますから御審議の過程においてこれはいろいろ変わってくると思えます。政府の考え方は、いろいろな角度で十カ月間詰めたが、こうでございます。国会の御審議等いろいろあれがございますから、そういう意味では謙虚に国会の御議論を伺いながら、これこそ国民がためた国民の財産の活用でありますから、非常に真剣に、厳密に運用しなければならぬ、こう思っております。

○中村(電)委員 実は、関係閣僚会議の決定が新聞に報道されておりました、けさの私のほうの党の国会対策でこの点を重視しまして、そこで商工委員会と大蔵委員会とで緊急質問という形になったわけであります。党といたしましては政府に申し入れをすることにいたしております。きょうは一般質問でなくて緊急質問ということにいたしました、非常に重要な問題でございますからあらためて十分私どもの見解も申し上げ、さらに深くお尋ねをし、また大臣の考え方をひとつ明らかにしていただきたい。

ただ申し上げたいことは、国民から非難されるといったようなことは厳に避けてもらわなければならぬということであり、それと同時に、かつての円対策第八項目の中に、生産性の低い産業の生産性を高める、これは農業とか中小企業といったようなものが中心に考えられていたわけであります。したがって生産性の低いものは高めていく、国民生活を向上させる、社会投資であるとかあるいは福祉優先、そういう政府が掲げたスローガンを着実にまじめに実行する、そういう方向で積極的に施策を推進することによって外貨もいまのような形でたまっていくことはない、そのように私は思いますから、いま大臣が謙虚に国会の意見を聞いて対処していきたいというお答えであったわけでありますから、そういう線に、ただ単に答弁ではなくて、それを実行してもらいた

いということを強く要望いたしまして、きょうは緊急質問をこれで終わります。

○橋口委員長代理 引き続き、工業再配置促進法案及び産業地域振興事業団法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

質疑を続行いたします。広沢直樹君。

○広沢委員 私は、工業再配置促進法案につきまして、通産大臣に数点にわたってお伺いしたいと思います。

工業再配置構想につきましては、今日の経済情勢、社会情勢並びに今後の経済発展の上から考えましても焦眉の急であらう、一応その構想としては評価しなければならぬと思っております。きょうは評価しただけの効果はあが得るかというところから構想につきましても議論されてまいりました。端的に言いますと、この法案ができました場合においてどれだけの効果をあげ得るかというところがやはり一番問題であらうと思っております。昨今いろいろ述べられておりますように、少なくともこの法案をつくる前提でありましたいわゆる田中構想といいますが、それよりも現状のこの法案を見ました場合には相当後退している、この思わざるを得ないわけであり、十二条から成り立っておりますこの工業再配置法案は、内容はほとんど政令にまかされている。いわゆる運用にまかされている面が相当多いわけであり、そういう面から、これは実際に効果をあげるかどうかということが、いままで種々答弁をいただいておりますけれども、まだ判然としないうわけであり、まず最初に、その基本的構想を練られた大臣の具体的な考え方について、ひとつ明らかにしていただきたいと思っております。

○田中閣務大臣 いままで申し上げておりますように、確かに私が当初企図いたしましたものよりも非常に後退をしております。しかし精神的には後退をしておらないのです。スタートではやむを得ず理想的な形がとれなかったというのは、これは半期百五十億、年間で三百億程度のものではやれるわけがございません。これは、かつこうなビルを一つ建設すれば約三百億ということでもございすから、そんなものでやれるわけはないと私は思います。その程度のもではない。それだから、スタートのときは最小限でもまるが一つ足らないというぐらいいことを私自身申し上げておるわけであり、それは根拠なく申し上げておるのではないのです。去年千四百億円の収入であつた一・七五の暫定税率がことしは千五百億になる。ちょうど私が道路整備の財源等に関する法律等道路三法をやりましたときには、かつこうはございした、これは各党とも与野党とも一体となつて議員立法をやつたのです。ですから、これはいいいとしては非常にいいものなのです。これは道路法という基本法を書きかえてしまったのです。それで有料道路制度をあわせて採用いたしました。同時にそれに對しては、ガソリン税を目的税にするという相当激しいことをやりました。しかしこれは各党全部の提案であつて、政府は反対したんです。政府は相当な反対をいたしました。衆議院では百日間政府は反対をした。反対したけれども、与野党全員の提案でありましたので、それは国会最後の日に立法となつた。立法となつただけに、十七、八年間で、当時道路事業費が二百億であつたものが二兆三千五百億、ラウンドの数字は二兆四億でありますから、一七、八年間に道路事業費は百倍になつた。百倍になつたけれども、車もまたふえたわけだ。当時百三十万台が二千万台になつてしまつて、車は動かないようになつておる。そのときに、各党提案であつたガソリン税を目的税にした道路整備の財源等に関する法律がもし立法されなかつたら、日本の経済はどうなつておつたかといふことは、これはもう非常に明確なことでございます。ですからそういう意味で、同じ考え方で一・七五%プラス同じ額とい

えは、千五百億と千五百億ですから三千億、その十分の一になつたわけでございすから、金額の点についてもたいへんであります。

先ほどまた御質問がございましたが、工業の再配置といふのは、出ていく者がきちつとどのように出ていく、それに対しては具体的にどういふ政策が必要である、それからそのまま流入してこないような歯どめにするためには一体どういふ政策でございす、それからその地域の地場産業を拡大していくためにはどういふ政策が必要でございす、具体的に並べるべきなのです。しかし、なかなかそれは各地域立法もございすし、今度のこの法律が立法化されましたら当然地域立法との問題も全部調整しなければなりません、私は十月一日までに、この法律施行までに、いままで府県ではばらばらであつて――府県の東京事務所が、私の県の二十年後というものをだけを持ち歩くために東京事務所があるんじゃないかとさういわれる鼻もあつた。そういうものが非常に苦勞しながらメリットがない。今度通産省は、少なくとも政府全体の責任として二十年後の青写真はこういうこととございす、各府県との調整はこういうふうにいたしましたというものが全部できまうから、これに對しては今度運輸省は鉄道の計画を入れますし、ガソリンの計画を入れますし、それから通産省は工業用水計画を入れますし、建設省はダム計画を全部地図の中に入れます。ここではじめて東京からなるほどどこへ出ていけるんだというところがわかるわけでございます。だから鹿島でも大分でも四日市でも水島でも、ちよつとしたプロジェクトをつくることとあつて行くわけだ。あのくらしい青写真を提示すれば、青写真が爆発するような状態で新しいところに移転したいという素地があることを見のがしてはならないと私は思ふのです。

そういう意味で、今度のこの法律はほんとうに政策的には完ぺきではない。これは税制、特に地方税制が抜けておつてどうもだめなのです。この地方税制といふものの穴をあげないようにして、

必ず一般財源で補てんをするという一番大きなところがこの法律では抜けておきますので、御指摘になるように、この法律ができれば政策目的は達成されるのか。達成しなければだめなのです。全力をあげます。こういうことを申し上げる以外にない。これは皆さんのお力をほんとうにおかりして、この法律ができておれば、毎年、私は政府の立場ではありますが、この法律に付加するものは、今度は各党がお互いに協力をしながら議員として修正案を付加してもいいと思うのです。そういうケースのものなんです。これは一省でここまで持つてくること自体が素晴らしいことなんです。ですからそういう意味で、これをしなければならぬというところは皆さんも全部承知しておるのですから、やはり法律に盛る条文、政策が不足であるならばこれは盛ってもらうように、これはもう私はそういう立場をとつておることを申し上げて御理解を得たい、こう思います。

○広沢委員 言わんとしておる趣旨はよくわかりますが、いまの話は聞いております。この法案はあくまで誘い水である、あと充実するのはそれからやれと言わんばかりのお話でございますけれども、しかしやはり法律を出される以上は、それなりの効果をあげ得ることを考えていかなければならぬ。これは事実です。いまお話しのように精神的には後退してない、確かにこれはいまの経済情勢、今後の経済情勢から考えても進めなければならぬというその精神的なことは何びとも反対はしないだろうと思つておる。ですからそういう面から私が申し上げておるのは、やはりお出しになる法律にはもう少し実行力を持った具体性のある出し方をすべきではないか。いまそういうようなことをおっしゃいますからそう言わざるを得ないわけですね。

さらに経済審議会、この中の交通研究委員会ですか、そのほうからの中間報告、研究報告ですか、それによりましてもう少し具体的にこれを指摘しておるわけなんです。それは大都市地域の工場に対する水あるいはエネルギーの供給制限、公害規制の強化、賦課金制度の導入あるいは交通施設の整備、大プロジェクトへの地域住民の参加等幅広い具体的なものをここに掲げなければならぬ、こういうふうなようにしてあります。特に報告が強調しておるのは、必ずしも大都市に集中する悪い工場を地方へ追い出すには、大都市にとどまる不利益というものはつきりさせなければならぬ、高めなければならぬ、こういうことを指摘しておるわけですね。そういう観点から見ますと、この十二条にわたる法律の中では、地域指定をしたところあるいは旧来のいわゆる新産都市とかあるいは工業整備特別地域とかあるいは低開発地域工業開発地域とか、それぞれの各法律にありますように、その方向としてはそれは一応うたつてあるわけでありまして、具体的に誘導策はうたつてありますが、実際に促進していくという面が明確じゃないのではないかと思つておる。それは全然ないとはいへません。しかしいまこの法律に盛られておる範囲内においては、どれだけの効果をあげるかというところは疑問にならざるを得ないのですけれどもその点いかがでしようか。

○田中中国務大臣 それはもう御指摘のとおりでございます。これだけのものをやるなら、先ほども申し上げたとおりと具体的なもの。総合的なものが付加されなければならぬ。世界の立法の中で一番この種のものとして整備されておるものは、ニュータウン法というのがある。これはロンドン八百五十万からの都市において、第二次大戦でもって爆撃を受けた後困つたわけですね。これは一次産業と二次産業の比率が非常に少なくなつて、都市に集中できるものはすべて集中をさせたわけですね。集中のメリットというものを追求できるならばその際一ぱいやらうということをやつたわけですから、一次産業と二次産業というふうなものも全部整理をされてしまつた。そして日本でも問題になつております人口に比例する議員選出方法をとつたわけですね。そのためには一次産業の応援者などは全然なくなつてしまつた、都市政策だけになつてしまつたといえるわけであり

金がかかるのだ、自然にそうなつていきます。東京都知事はもう地下水をくみ上げるのを禁止しているのですから……。公害問題でこれから毎日押しかけますよ、水をよごすのですから。そうすれば、それが実際には禁止政策の代行になるわけですね。きのう申し上げましたように、政策としては国民が選択できるように、それでもなお町の中におつたほうがいいのか、政策に沿つて誘導地に出つていったほうがいいのかという選択ができる道を開いておかないで禁止政策だけを先行すべきではない。私も相当そういう立場で検討した結果、これはまず誘導政策を先行すべきだ、その次に、あなたがいま指摘をされた各審議会から出てきた追い出し政策というものは黙つておつても付加されるものである。それならば政治がもっと責任を持つて一べんに出したほうがいいという議論はそこでおろして、いまの制度の中ですぐすべてを網羅するには反対が多くて時間的になかなかまとまらないという面も実際あったのです。そういうことが事実でありますので、皆さんからそういう御意見を聞いていただいて、これは追い出し税もかけるべきである、第一、工場が敷地の六割も七割も工場を建てることはよろしくない、少なくとも都市計画地域内においては工場は延べ二割でなければならぬ、二〇%でなければならぬ、そういうしなかつたら都市機能を確保できない、こういうことを法律に付加すべきだというふうな御議論をしていただくことは、私は非常に感激をするのでございます。

○田中委員 非常に回りくどい御説明いたしておるわけですね、端的に申せば、先ほど申し上げました新産都市建設促進法にしてもあるいは工業特別地域整備法ですか、あるいは低開発地域の問題にいたしましても、それなりの誘導措置というものは法律の中に盛り込まれておるわけですね。たとえば国からの助成措置もそうです。起債を大幅に認めることもそうです。ありますし、それを受けて各都道府県、市町村においてはこれまた工場誘致条例等をつくりまし

て、いまこの法律に盛りれております税制の軽減措置もつておるわけです。ですから、少なくとも工業再配置促進法案については、端的にいま工業の再配置をしなければならぬ情勢になっているということ、あとから伺いしようと思っておるわけでありすけれども、今後の急速な経済の成長も考えられるわけでありすから、それに對しては当然いままでの法律と少し内容を異にして移転促進地域というふうにはつきりと銘を打たれるならば、促進策というものがこの法案の特徴でなければならぬ、私はそういうふうな理解しているわけです。その面に関しては促進地域の指定をしただけで、おもな点はほとんど誘導策といえますが、誘導地域における企業の優遇策、それも従来とあまり変わらない線にとどまっているといふことであります。今後についてはそれを改善しなければならぬというわけでありすから、あまり効果は期待できないのではないかと、こういふふうに考えざるを得ないわけです。工業再配置の究極の目的というものは国土利用の均衡、要するに過密過疎というものを早急に是正しなければ大問題です。ですから、単に工業再配置だけでこのことが達成されることは私は思いません、特に産業構造だとかあるいは都市構造だとかあるいは環境の問題だとか総合的な対策というものがここに立てられた、その中に占める工業再配置促進のあり方はどうかというのを考えてみなければならぬと思ふわけでありす。

ところで、いま企画庁からわざわざ来ていただいておりますので、開発局長にお伺いしますけれども、新全総の中で第一次産業、第二次産業、第三次産業ですか、その占めておる現状と今後の方向を一応御説明いただきたいと思ふのであります。

○岡部政府委員 新全総の中でいまおっしゃいました問題点、産業構造の変化と申しますか、御承知のように四十四年五月に閣議決定いたしました。立案をいたしましたのは四十二年、三年の時点でございますが、現実には産業構造の変化とい

ところまで、いろいろの議論はございましたけれども、今後の見通しということでは一つの思い切った提言といえるところまではいけなかったわけでございます。そこでただ一つの考え方としては、四十二、三年の起草いたしました時点までの一つのトレンドと申しますか、実際の動きというものを、こういう計画ではとかくトレンドを伸ばすやり方をいたしました、そういうものであつてはいかぬ。したがって、たとえば一つの例を申しますと、人口の配分という問題にいたしましては人口の問題研究などいろいろな御相談をしたわけでございますが、いま一つの趨勢というものを、逆に地方に分散させるようなファクターを考えなければいかぬというところまでは取り入れております。ただその取り入れ方も必ずしも十分であつたとは私も考えておりません。この委員会においては私も前に御指摘があつたわけでございますが、現実にはたとえば首都圏で人口集中というものをこのままのトレンドで伸ばせば四千万をこえるだらう。そういうことであつてはいかぬといつて分散を考えてみましても、いささか中途はんばと申しますか、三千八百万程度に押えるべきではなからうかというふうな、もっと分散させるところまで徹しられなかつたという点がございす。

そこで産業構造の具体的な問題についてもいろいろ議論はございましたけれども、計画として具体的にどうあるべきだという問題といたしましては、一次産業の人口のシェアから申しますれば減少するであらう。減少するけれども、いやなことばかもしませんが、生産性と申しますか効率と申しますか、そういうもののほうが少し上がった一次産業に転換していくべきであるという考え方、人口のシェアから見ればずっと下がるであらうけれども、所得としては、いわゆるパーセンテージにいたしますと、もっととつと上げなければいかぬという考え方、これをこの計画の基本的な考え方としておる次第でございます。

○広沢委員 通産大臣、今後の経済の動向については、先刻の質問のときに大臣は新経済安定論者

であるといふふうにおっしゃておられましたね。今後GNPの年率の伸び率をどの程度に考えていらっしゃるのか。工業再配置促進法は今後の経済の動向を十分加味してお考えになつていらっしゃると思ふわけですが、その点いかがなりましたか。

○田中事務大臣 四十五年価格で申し上げますと、GNPはこれから六十年まで五割増しです。五割といふのはいまくらいです。息もできないといふことがいわれておりますが、この程度です。五割といふことは、しかしこれは主要工業国から見ると、五割でも高いのです。日米間とかECでもつていつてもけんかになるのは、四・六割も四・七割もGNPがふえればいいじゃないですか、こう言ふのです。しかし日本では五割台ではとてもいけません。五割台でいくと、あとからでも数字を申し上げますが、社会資本のアンバランスも是正できませんし、社会保障を拡大していく原資も出ませんから、そういう意味では五割ではとてもやっていけないと思ひますが、五割で試算をいたしますと、六十年度は百五十二兆円になります。コンスタントに五割で四十五年から六十年までいくと百五十二兆円、七・五割でいくと二百十六兆円。経済企画庁長官が七割ないし八割、場合によると九割になるかもしれませんとする中間値をとつて八・五割とすると二百四十八兆円、まあ二百五十兆円であります。潜在成長率は、いまの就業人口別で見ますと、四十七年度は一次産業は一九・三割であります。六十年には七・三割になるであらう。これでもまだまだECより高いわけでありす。ECは六割でありますから、アメリカは四・四割であるといふところから見ればずっと高いわけです。そういうような数字を前提に置いて見て、それが二次産業に移つていく。いままでと違ひますが、それは、沖縄はどうかといふと、沖縄は三次産業比率が四七割であります。基地経済の中で沖縄は限度一ぱいといふことで四七割であります。ところが、四十

七年度の本土の三次産業の比率も四六・八でありすから、沖縄とはほとんど違ひない。ただ日本の本土よりも沖縄のほうが所得比率から見ると高いわけですね。ドル経済でありましたし、月給も基地では少し高かつたといふことですね。そういう意味で四六・八。これはいまの新全総ではあります。日本列島改造試算をやつて四六・八。三次産業が五九・一割になるといふふうにしておりますが、そうすると二次産業は三三・九割、六十年までいっても三三・六割、全然横ばいであつて下がるくらいだ。そんな試算はないのです。四七から五〇という三次産業比率は、世界的な傾向から見ても頭打ちです。これは限度一ぱいである。そうすると一〇・二割二次産業に付加されると見なければならぬ。三三・九割は四三・九割になる。これは西ドイツ並みになる。そういうふうな計算せざるを得ないのであります。そうすると国民総生産の潜在生産力というものは幾らあるかといふと、一〇％以上あると見ざるを得ない。これは政策でもつてそういうふうな野放しにするかしないかは別です。別ですが、潜在生産力は一〇％以上可能である。過去二十九年から三十九年まで一〇・四割、三十五年から四十五年が一・一割といふ十六、七年度の平均成長率を見ても、政策さえよろしきを得れば潜在成長率は一〇％の成長は可能である。これはまた純然たる数字の問題ですが、そうすると四十五年価格で計算をして六十年には三百四兆円になります。こう言つておるわけです。ですからこれは相当なもので、いろいろなものをを入れて計算をして三百四兆円になるというのでもないし、するといふものでもありません。しかしやろうと思へば、潜在成長率はこゝまで計算ができますといふのが三百四兆円という数字である、こういうことであります。

○広沢委員 確かにいま御説明いただいたとおり、ここに具体的にあらゆる角度から指標を出していられつたと思ひます。そこでこの工業再配置を考へる場合に、そういう今後の経済の見通し、成長、そして先ほどからお話がありすように、主体に

なるのはやはり御二次産業であろう、こう思うわけでありませう。それを含めて考えていかなければならぬわけですね。いまの大都市に集中している過密の工業を分散させることも一つの目的でありませうけれども、当然いままやうな見地に立つて考えていかなければならぬ。三百四兆円というものは一兆ドルということになりますね。そうすると、いま日本全体が公害問題で非常に大騒ぎしている段階にあるわけですね。したがって、アメリカと比べるわけですが、国土の面積は二十五分の一しかない。そしてまた可住面積もその中で二〇％しかない。そして農業面積を引けば全体の四〇％程度しかない。そういうところからいって以上は拡大していくということになります。いま公害だとかあるいは環境破壊だとかいふことが盛んにいわれておりますけれども、将来のそういうようなことを考えていくとたいへんなことになるのじゃないか。その点に關しては、いま集中しているところは分散するということが、それから全体的な構想というものは、この工業再配置促進の中ではどのように考えられておるか、簡単にいいですか、ひとつ言ってみてください。

○田中事務大臣 とにかく三百四兆円というのは一兆ドルであります。ちょうどいまのアメリカ全部の国民総生産が九千七百四十億ドルでございますから、約四割増すということでございます。アメリカの人口は、日本の二倍でもありませんが、約二倍と見れば、アメリカよりも倍も働かざるにすることになるわけですから、三百四兆円というものが必ずしも実現するということではない。ただ、八・五％の四十五年価格二百五十兆円というのは不可避である。不可避ということでもって政策を進めませんと、これは公害問題も何も片づかないのです。いままではその成長率を小さく小さく見たから、道路も公園もすべてがだめになつてしまつたのです。そうではなく、三百四兆円計画を進めていって二百五十兆円であるならば、社会資本の蓄積比率も拡大してきますし、環境も整備されてくるということになります。いまあなたが指

摘したように、全国土の二％に七〇％以上の生産も人も集中しているわけですね。このまま自然発生を是認していくと、その二％の中に八〇％ないし八二％の人が住む。それは先ほど説明がありました。新全盛の中で考えてみると、どうも六十年に關東地方には四千万人以上集まる。これは抑制しても三千八百万人である。これは都市政策大綱の中に書いてあります。首都圏半径百キロ圏の人口は二千七百五十万人である。これが昭和六十年には千万人ふえて三千七百五十万人になるおそれがある。しかも、そのままだを是認するとどうなるかとコンピュータに聞いてみたら、東京二十三区の空气中に占める亜硫酸ガスは、人間の生存許容量をこすという数字が出ています。こう指摘しているのです。集中させちゃだめなんです。二千万台の車が四千万台になる可能性があるのですから、もう全然いまのロサンゼルスなんてもんじゃないのです。大原町の交差点、牛込柳町というものが全東京二十三区になるといふのは、間違いないの事実でございますから、それはやはり四割に拡大すれば、いまの状態でもその半分に減るということだけは間違いないですね。しかし、それは技術的に改良してほとんど公害を除去してまいりますから、そういうことではないし、しかも、複合公害になる場合には、化学方程式のように非常に加重された計算になり、自乗計算にもなりますが、しかし、平面的な拡大をしておけば、自然の浄化作用というものもあるし、いろいろな面から計算は変わつてまいります。ですから、二割という地域を四割に拡大する、もう少し拡大できると思ふのです。山地農業という問題とかいろいろな問題と調整をしますと、もつと二次産業の基地は拡大できる。こういうことでこの計画を進めておるといふことでございます。

○広沢委員 そこで、いまお答えいただきましたように、第二次産業がこれはまだ伸びますね。そういうことになりますと、やはり重化学工業も相当高い率になってきているわけですが、これはまただいふ伸びなければならぬ。そこで、全国的には北東地域あるいは西南地域に大きく分けて、遠隔地の大工業地域というものを考えているようにありますけれども、そうすると、現実には公害問題や過密問題やいろいろなことが大騒ぎしている問題が、いまの経済成長、そして第二次産業の伸び、それに付随して、各地にそういうような大プロジェクトをつくつた場合に、やはり同じような公害問題だとか環境破壊問題だとか、そういう問題が起きはしないかという一つの問題があるわけですね。まあ、簡単に申し上げても、工業再配置という場合においては、やはりその誘導地域における住民感情といふことも、今日問題になつております環境破壊、いわゆる公害の問題といふものがより具体的に明確に除去できることがなければ、話し合いというものは進まないわけでありませう。その点、どういふようにお考えになつていらつしやるかということです。

それから、時間があるまいのでいろいろなことを聞きますけれども、新全盛におきましても、一応いまの大臣のお話のGNPにしても約半分でありますけれども、年率約八％で計算されておりました。工業出荷額においても約半分ということになつておりますけれども、これもいまのような経済情勢からやはり考え直していかなければならぬ段階にきているのかどうか。これはいま経済企画庁のほうで作業をしていらつしやるようでありませうけれども、その点はどうか考えているのか。この工業再配置がいま大臣の御説明のような経済成長、工業出荷額といふものを一応念頭に置いて考えているということでもありますから、それと新全盛との関係は格くち違つておりますので、その点はどうかといふことを総合開発局長にも重ねて伺つておきたいと思ふわけでありませう。

○田中事務大臣 私はいま経済企画庁長官臨時代理でございますから、その立場からも申し上げますが、これは同じ数字なんです。これは経済企画庁の数字をいま半分くらいと言つたのは、四十年価格と四十五年価格で述べておりますから、経済

企画庁でもつて八・五％、百九十四兆円というのは、四十五年価格に直すと二百四十八兆円になるということでありませう。年次の価格のとり方だけでございませうので、数字は変わりがない。私が先ほど申し上げた、経済企画庁長官の八％ないし九％と予想いたしておりましたという国会の正式答弁の中間値八・五％をとりますと二百四十八兆円、まるく申し上げると二百五十兆円でございます。こう申し上げておるわけでありませうから、これは変わりはないと思ふ。

それから、大型プロジェクトでもって公害の基地化しないかという問題。さつぱらに言うといふことは知識集約型産業に移つてまいります。いまある工場が移るといふことも考えます。そうございませうが、いまの重化学工業比率で、昭和六十年になると石油だけでも全世界の三〇％以上を搬入しなければならぬ。これは原材料をほとんど一〇〇％輸入する国でありますから、いままでのように明治から百年間の重化学工業中心ではどうしてもいけない、やはり付加価値の多いものに転換をしなければならぬ、こういうことを申し上げておるわけでありませう。もう一つは、過密なところに工場地帯を設定しまして、それで複合公害といふことが起こつておるわけですね。ところが今度は、道路の中心線から片側二メートル下がって建築線を設定するといふから、とにかく四メートルあれば工場と工場ができるわけですね。そういうことは少なくとも、これから北海道でもつて一万坪、二万坪の工場をつくるたびに、一万坪の敷地の中に六〇％の建築率で延べ六千坪つくつてよろしい、そんなことをこれで行くことは全然考えておりませう。これは先ほど述べたように、新しいところの基準は東京や大阪の既存都市の何倍かゆとりがなければならぬ。言うならば、逆に条件はきびしくなければならぬ。言うならば、水の排出基準の問題でも、遮断緑地をつくつて、いろいろな問題も、いろいろな問題は、住宅地域における建築基準法よりもつとまじしいものが当然できるわけですね。そうして企業の内容そのもの

のが知識集約的なものに移らなければならぬし、それから環境基準は非常に厳密になるし、規模は大きくなるしということであり、公害の害のまき散らしというのでは絶対にない。この工業再配置の議論の中から公害のまき散らしという議論だけはひとつ取り除いて考えなければならぬということであり、公害問題を片づけるためにもこうしなければならぬ。いま東京や大阪でもって大きな公害防止の施設投資を行なっても、しまいに稼働を停止しなければならぬ。これは姫路の火力発電所は、電力がなくても稼働を停止しておける。これはしょうがないのです。そういう投資を知らなからさせるということでは困るので、新しい規格による投資を考へようということであり、その意味では非常によくあると思います。

あとは何かあったら、お答えいたします。

○広沢委員 もう時間一ぱいでありましてけれども、この再配置の考え方から公害を除いて考えろというところですが、これはちよつと極端な議論じゃないかと思うのです。やはり、いま言うように今後の再配置を考へ、あるいは経済発展の基盤をつくらうということであれば、先ほどから申し上げておる通りに、北東地域におけるいわゆる青森県のむつ小川原とか、あるいは周防灘とかあの一面の西南地域、あそこ一つのコンプナートをつくらうということでありまして、それの一つのやはり工業再配置の中に含まれた考え方になつてくると思うのです。そして、先ほどのように、まあ第二次産業はこれからまだ各地に考へていかなければならない体制が出てきていくわけですね。そういうことから考へていくと、そういう西南地域なら西南地域に集約しようという考へを考へた場合には、そこに大コンピナートができるわけですから、やはり公害問題というものは

はそこでも真剣に考へなければならぬわけですね。私は、工業発展、産業発展の過程で公害が完全にならないものというところは、これは極論だろうと思うのです。その、ある公害をどう処理していくかというところを明確にしていこうと住民の方々に納得させ得るかどうかというところが、これがなければ、公害のない企業を持つていこうと言つたって、これは私は無理じゃないかと思うのです。限定されたものでありますから。こゝばは知識集約産業かもしれないけれども、しかし、それだけのことでこれからの日本の経済が保つとはいへません。まだまだ第二次産業、重化学工業もある程度伸びなければならぬし、現状あるものはお説のとおり分散しなければならぬという問題も出てくるわけでありまして、これはやはり、この考へ方から公害のけるというわけにはいきませんです。

それからもう一つは、もう最後ですから重ねて申し上げておきますが、この第四条の中には、通産大臣あるいは事業所管大臣は、工業再配置計画の目標を達成するため必要があると認めるときは、いわゆる企業に対して指導助言ということがあります。これはまあいままでの新産都市だとかあるいは工業整備特別地域だとか低開発地域の中には、明確にこういう条項がないわけでありまして、けれども、特にこれが載つておりますね。これはやはりどの程度のことをおやりになるのか。先刻大臣は、景気対策との関係で、輸入制限の問題については通産大臣に勧告権を与えろ、そういうふうなことを申されたということが新聞報道に載つておるわけでありまして、焦眉の急となつておる今日の過密地域の工業再配置についてそれぐらい強い考へ方を持つておられるのかどうか。これも一つの運用いかんによつてきまつてくると思うわけでありまして、最後にそのお答えをいただきたいと思います。

○田中務大臣 お答えします前に、さっきの発言、ちよつと私も補足させていただきますが、何か公害問題は除外してということとは、私の発言の

ほうがおかしい発言のようでした。それは私のほうで訂正をいたします。私が言ったのは、あなたの方で訂正をいたします。公害といふものは必ず幾ばくかずつはついて回る。これは自動車でも騒音公害があるし、ころぶ公害もありますし、相手にぶつかる公害もあるのですから、これは公害が絶対ないなどとは考へられない。しかし、私がこの工業再配置法を提出すると、これは全国に公害をまき散らす法だといふような発言があるものですから、つい頭へきて、そういうことをなくするための法律でございまして、どうぞそういう発言はないうようにと、こういうことを申し上げたのでございまして、これはそういうことではなく、やはり公害をなくするためにはあらゆる角度から全力をあげなければならぬということではもう当然でございまして、そういうことで御理解をいただきたいと思ひます。

それから勧告とか指導助言ということとは、これは新しい一つの政策目的をもつて工場の移転、再配置を行なうわけではございまして、法律的にはまだ明確に条文を整理しなければならぬところがあります。将来的にいろいろ実情に合わせた条文を整備しなければならぬところがあります。いまのところは、やはりこの法律目的を達成するためには所管大臣として助言、勧告等が行なえるように、こういうことをおしるしておるまででございまして、これは事業主体に対しては建設大臣が建設省関係の仕事をする場合には指導助言をするということと同じ意味で書いたわけではございまして、この目的達成のための指導助言である、こういうふうに理解していただきたい、こう思ひます。

○広沢委員 終わります。

○橋口委員長代理 午後二時三十分再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後二時三十分再開

○橋口委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。米原利君。

○米原委員 過密過疎の問題の解決のために工業再配置をやる。これは非常に重要な問題点だと思ふのであります。そのこと自体に反対するわけではないのであります。問題はそれを目的とした今度提出されている工業再配置促進法案それから産業地域振興事業団法の一部を改正する法律案、これがたしてその目的に沿つたものであるかどうかという点について、若干疑問を持つものである。そういう点についてお尋ねしたいのであります。

この法案は一見しますと、いま、ある工場を移転する場合に助成措置をとるというふうなことで、いままでの国土開発立法を補完するというふうな形を見ると、そういうふうになつておりますが、実際には全国総合開発計画、新全総あるいは新々全総ですか、そういうものの路線を全面的に遂行していく上できつめて重要な法案であります。

そこでまず第一に伺いたいのは、第三条に定めがある工業再配置計画は全国計画になるわけであり、国民的な合意も必要であらうと思ひます。したがって、計画決定にあつて通産大臣は関係行政機関の長とともに関係地方自治体の長とも協議することを条文に加える必要があるのではないかと、こう思ひます。これはきのうまでの審議の中で田中通産大臣も実質的には認めておられますので、その意思があるかどうか。つまり関係地方自治体の長とも協議をすることを条文に加える、こういう意思があるかどうか聞きたいと思ひます。

○田中務大臣 お説のとおり、工業再配置対策を進めていくためには、いままでの審議会で検討されておつたもの以外にも新しい角度からも見直しをしなければならぬという問題もたくさん出てまいるわけではございまして、そういう意味で、特に地方の仕事でございまして、地方公共団体の

長を審議会の中に入れるという事は当然なすべきである、またそういうような予定でございませう。ですから審議会においては地方公共団体の長の意見も十分反映されるようにいたします。

○米原委員 私に聞いていますのは、そういう意思があることはいままでの審議で言っておられるので、問題は、条文にそのことをちゃんと加える必要があるんじゃないか、こういうことを聞いておるのです。

○田中国務大臣 これは条文で書かなくとも当然そういうことを考えておりますが、しかし皆さんの御意見で、何らかのそういう条文が入ることが望ましいということであれば、私がしつて反対するものではありません。そういう条文が入らなくとも、あたりまえのことであるし、当然そう考える、そういういたしますということでございませうが、条文の中にいま御発言のような表現が入ることが望ましいということであれば異議は唱えません。

○米原委員 それから再配置計画を決定する際に、いまおっしゃったのは工場立地及び工業用水審議会、通産大臣が意見を聞かれるこの審議会です。これに入れるということですか。

○田中国務大臣 地方公共団体の長は、当然いままでの三十名の審議会の委員を拡大するわけでありまして、その拡大した部面の中には必ず入りますというところでございませう。

もう一つの御質問の点は、地方公共団体の長が意見を述べることができるとするか、述べさせなければならぬとするか、意見を聞かなければならぬとするかは、そういう条文をどこに入れるのかという問題は審議会とは別な問題でございませうから、これは条文整理の段階において入れることは可能である、こういうことでございませう。

○米原委員 それから工業再配置の工場の進出計画ですね、これが実施される際に地元の住民に著しい不利益を与えた場合などは、その移転を取り消したりまたは与えた損害を補償させる権限を持った調停機関を設けてはどうかと思うのでありますが、その点についての御意見を伺いたい。

○田中国務大臣 工場移転の計画の認定にあたりましては知事の意見を聞き、問題がないときに認定をするということでございます。問題ないということでありまして認定をするわけでございますが、しかし地域社会との間には何らかの問題が起るかもしれない。これはやってみたら、決定したらまた問題が起ってきたということもあり得ることです。そういうときにその調整機関、特に苦情処理機関というのか、何らか調整するような機関が必要であるかということでございますが、これはやはり地方公共団体、県、市町村こういうものを活用する、そういう機関を調整機関として調整してもらおうということが望ましいことであつて、新たに法律的に特別な別段の調整機関を設ける必要はない、こう考えております。

○米原委員 次にこの再配置の計画と、いままでのいろいろきましてきたその他の地域開発の立法との調和を、条文では調和させるようにするということが書いてある。私が先日予算委員会の分科会で、この問題について若干大臣に質問したのですが、そのときにこの再配置計画と新全線をマツさせて、そして新々全線作成の際に幾つか改定しなければならぬというような答弁もありました。そういうふうになりますと、もう一つの問題点は、通産大臣が立てた計画に、いままでの国土開発計画を従属させることになるのじゃないかという気がちよつとするのです。それとあわせて、いままでの審議会の構成が大企業中心になつていくという点を考えましても、この国土開発というところが非常に危険な意味を持つてはしないかということを実は若干心配しているのではありません。この点について大臣の考え方を聞きたい。

○田中国務大臣 法律は御承知のとおりみな優秀はなく並列的なものでございませうので、新しい産業再配置法律が優先をしていくということにはなりませんし、従属関係が起ることというようないことは全くないと考えます。ただ既存の法律と新しい法律との間に調整が必要であるということとはもう

当然でございまして、地域立法やいままでの地方振興を目的とした立法との調整というものは当然行なわなければならぬ、こう思います。しかしその調整をしていくことによって、大企業中心というふうな考え方は全く持つておられない。これはこの法律のどこを見ても大企業中心でやりますとか、大いに経済メリットを追求いたします、弱いものでもペイしないものは切り捨てますというふうな合理化、いわゆるそういう意味の合理化追求というものではないわけでございますから、だから理想的な生活環境を確保していくためにもこのようなものでなければならぬ。生産第一主義的な立場の立法でないということでもひとつ御理解いただきたい。

○米原委員 ひとつその問題、具体的に聞きますし、抽象的な議論をしなくても構いませんから。

たとえば先日もちよつと触れましたけれども、例の鹿児島県の志布志湾、あそここの開発計画はたいへん住民の反対運動が起つていっている。あるいはむつ小川原の開発、ここでも大きな反対運動が起つていっているわけでありませう。私も志布志湾まで行きました。それで事情を聞いてみますと、何も新全線の中にいま言った大企業中心だなんて書いてあるわけじゃないのだけれども、実際に具体的に書いてある計画を見ますと、石油コンビナートの大きいのをつくつて、それを起爆力にして新たな開発をやるといふことが公然と書いてあります。そして農業、漁業が全くつぶれてしまふのじゃないかということ、だれが見たつてわかるのです。おそらく大臣もその点はある程度わかつておられると思います。

〔橋口委員長代理退席、委員長着席〕
ただ、いま非常に反対運動が起つていっている。一つは、いまの新全線のあの計画は、実際は地方、たとえば志布志湾の場合、鹿児島県が主体になつて計画を立ててやる、こういう形になつております。そういう形で進んでいるから、その地方自治体が地域の住民の意向を十分に反映してやつた場合には

それはいい面なんですけれども、ところがそれが地域の住民にマッチしないようなあいつり形の計画が出ると、非常に反対運動が起る。そうすると、やはり実行がなかなかできなくなる。ところが、今度の促進法の場合、法律を見ますと、工業再配置計画は通産大臣が専断事項でできることになつていっているわけですね。そうしますと、いままでのような地方自治体が反対するものを通産大臣のほうで別の計画で突破していく、こういうことにも使われるのじゃないかという気がするのではありません。もつともこの問題についても、この前予算委員会でもちよつとお尋ねしたときにも、大臣は、地域住民の反対があれば工場立地はできません、と答えておられるのです。

そこで聞きたいのですが、今後そういう地域開発を進める場合に、地域住民の合意がなければ計画を実施しない、そういう考え方なんだということとをここではっきり約束していただきたいのです。

○田中国務大臣 地域の利益と国の利益をお互いにマッチさせなければならぬ、これはこの法律が企図するものでありますし、それは大體いかなる場合でもそうだと思うのです。ですから、住民が絶対反対であるというふうな状態において新しい仕事が行なわれるということは、原則的にないわけでございます。

ただ、声は大きいけれども、実際のいろいろな少数の人が反対をやつておるのだ、それも事実には反対じゃないのだが立場上反対であるとか、いろいろなことがあります。事実、そういう問題には反対ではなく、イデオロギー的な反対、他の目的達成のための手段としての反対、こういうものがだれが見てもわかるような状態というものは、地域住民の反対とはいえないわけでありませう。反対しておると思つて一人ずつ聞いてみたら、地域の人にはほとんどおらなかった。大学の紛争も、騒ぐから調べてみたら本学の学生はごくまれであつた、こういうようなことでは地域住民の反対とはいえないわけでありませう。これは、法律に基づいて住

民投票をやっても半数以上反対だ、半数でなくとも四九%、半数に近いものが反対だというときに強行されるはずはない。こういうことだけはひとつお互いに常識的に理解をしていただきたい、こう思います。

○米原委員、もちろん、大きな声を出したってほんの一部だということを私は言っておるのではない。志布志海例をあげましたが、私行きました。が、反対しておるのは自由民主党の人ばかりです。簡単に言うと、二階堂さんの後援会長さんの人とか山中さんを支持しておる中心の人とか、そういう人々が私を支持しておるのですから、そういう人まで反対しておるというのには、実は広範なそういう反対があるわけです。そういうことが現実起こっているから、そういうところでもいまのあの行き方ではいきませんと、ほとんど意見が聞かれないで強行されるというので憤慨しておるわけです。この促進法がそういうことに使われては困るから、そのあたりは十分考えてやってもらいたいから聞いたわけです。

それから自治省の方に来ていただいておりますのでちょっと聞きます。

今度の法案の第七条で、固定資産税の減免について定めてあります。この法律によって地方税の減収がどのくらいの額になるであろうか。もちろんこれは計画が立たなければ言えないのですが、大体想定されたことがあるかどうか、ちょっと聞いておきたいのです。

○森岡政府委員、申し上げるまでもないことでございますが、現段階ではどの地域にどういう工場が移転してまいるかということが率直に申しまして予想がつかえません。したがって、私どももいたしまして減収額を現段階で見込むということとはほとんど困難でございます。

○米原委員、そういうことはいまの段階ではそうわかるわけはないかもしれませんが、そこで今度の場合、地方税が減収するわけです。そうするとその補てんは地方交付税のワケの中で実施されることになりませんが、そこでこういう工業再配置の

指定地域にならない自治体は——全国的なワケを考へまして法律で定めた地方交付税のワケがあるでしょう。ところが一方の地方税の減収を生じるところに地方交付税で補てんするということになりますと、簡単にいえば指定地域にならないところは逆にこのために交付税が減るわけですね。そういうところに交付税を出さなければならぬ。そうすると、指定されない地域のほうは交付税が少なくなる、そういう不公平が生じてくるのではないかと感じがするのです。ですからそういうアンバランスを起さないようにしなければいけないのではないかと。現在地方自治体の財政が非常に危機になっておるわけでありまして、こういう場合にやはり地方交付税全体の税率を引き上げ

る——私たちは四〇%に引き上げるべきだといっておるのではありませんが、そういうやり方で一方で引き上げも考えませんと、いまの地方交付税のワケの中でそういうやり方をするとアンバランスが生ずるのではないかと。この点について通産大臣のほうの意見を聞きたいと思ひます。

○田中事務大臣、あなたの述べられた問題は二つのポイントがあります。

その一つは、減収補てんということが行なわれない限りにおいては、当然交付されるべき地方交付税がそれだけ減るということで、指定されない地域のものに損害を与えるのではないかと。もう一つは、原案は三段階に分けて、排除しなければならぬところからは新しい税金をいただく、それから、ほつておいても工業比率が上がっていく中間地帯は現行税率にしておき、誘導地域は減免税を行なり、そういうふうに分けることによつて流れが変わるようにならうということでございます。

また、地域によっていろいろな影響があることはやむを得ないことでございます。ただ、そういうものは、あなたがいま御指摘になったような状態では、あなたがおっしゃる通り、この政策を進めていくためには何らかの新しい財源を必要とする、これはそういうことです。ですから将来

の問題として、私がこの立案当時にはやはり第二交付税が必要である、特別交付税というものが必要である、それも一・七五を特別財源にしようというのを考えたときに、補てん財源というものをどうして得るのかということで考えたわけでございます。これから過密地帯において特別税が徴収せられるとかいうことになれば、これは当然目的税に使われるべきでございますから、その場合には第二交付税というものに繰り入れて、そして補てん財源として使用すべきである。私自身がいまの法人税の一・七五に非常に執着を持っていますようにおとりになるでしょうが、私は執着を持っています。この税は私がつくった税だつたのです。四十年の不況のときに地方交付税率を二%引き上げたのと同様に法人税率を二%引き下げたのは、私がやったわけでありまして、いろいろな議論がありましたが、景気浮揚のために法人税率を二%引き下げざるを得なかったのです。引き下げることが一番効果がある。引き下げると、三税の見返りで交付税が減りまして地方団体が困るの

で、地方交付税の税率を二%アップした。しかしこれは景気が直つたらもとへ返すという暫定税率であつたわけです。ですから法人税率は二%もとへ戻すんだというときに、まあそうもいかないもので、二・五を切つて、一・七五をもう少し暫定税率としておこう、こういうふうにしたわけでございます。地方交付税率の二%引き上げはそのままにしておきます。ですから、地方交付税はもう一ぱ見直しをしななければならないときに来ておると思つておられます。いまの三・二%がいいと思つていない。ある時期にこういう特別財源として政策を行なわなければならないときには、交付税率をもう一ぱ考えて、もう一%上げて、その一%を特別財源にするのかいろいろな問題があります。特に電気ガス税という地方税になつておるものを政策税に転換する場合には、どうしても交付税率というものと組み合わせる考えないと調整ができないという問題がありますので、この補てん財源の問題に対しては、これはこの次の段階の

問題として具体的に十分解決をいたしたい。現在御審議をいただいております限りにおいてはいろいろな議論が存在することは、そのまま認めます。

○米原委員、もう一つ。この法案では工場を移転させることについてはいろいろあるわけですが。問題は、過密地帯の都市から工場を移転させたそのあと地をどうするかという問題です。私は、あつた地を非常に弱いのではないかと。簡単に言いますと、工場を移転させたあつた地にまた工場を建てたのではしょうがない。どうしてもそのあつた地を都市計画のために地方自治体がいやすいようなやり方をやっておくべきじゃないかということを感じざるわけなんです。そこがこの法律ではほとんどないですね。第五条の認定の際に、あつた地には再び工場を建てさせないことを条件とするというふうなことも考へておられるようですが、あつた地を売却した際、あつた地を買い受けた第三者まで縛ることは困難だろうと思ひます。その点でどんな効果的な措置があるか。あつた地は地方自治体を買つて、都市計画の中に組み入れるべきだと私は思ひます。今度の国会に出されてい

わゆる公有地払戻法では、地主が届け出をしてから四週間以内に買い取りの交渉が成立しなければ、先買い権はなくなります。これは買い取り価格が公示価格であるため、業者などが経済ベースで買い取り価格を引き上げてくれれば、移転費用の必要な工場は当然業者のほうに売却することになるだろうと思ひます。つまりこの地価の問題が解決しないと、あつた地の問題の解決はなかなか困難じゃないか。せつかく工場は移転させても、そのあとがとんでもないことに使われたのではほとんど意味がなくなつてしまふ。この点について通産大臣はどう考へておられますか。

○田中事務大臣、あつた地については都市改造の用に供するものということであつて、この法律がさいの川原の繰返しになるようなことは絶対にいたさないつもりでございます。初めは私の考え方は、いろいろ検討いたしました結果、世界各国の例などに徴しますと、都市改造銀行と都市改造

公団というものがあつて、都市改造銀行が金を貸し、都市改造公団があと地は引き受ける、そうして都市改造の用に供する、これが一番理想的なんです。しかし今度の法律で、工業再配置公団が金を貸すという道は開きました。だからこの融資をするときには厳密な条件を付するという事になつて、もちろん担保も取っておくわけでございますから、そういうことであつて地というものは合理的な使用以外には使わないという事になつたわけであつて、こう思います。これを今度の法律の中でそこまで全部しぼつて、合理的なもの、完すべきものにするのはなかなか時間的に制約もあつたし、むしろかきつたわけであつた。しかしあと地というものは分配の問題でもあるのです。あと地を対象にして金を貸すわけであつて、そして貸した金は圧縮記帳をされますから、税法上は恩恵を受けるわけであつて、そして企業者はこれで他の土地を入手して、そこに新しい工場を建設する。そうするとそのあと地は、工場が移転した後、建物を除却して、地上物件を除却して後でなければ売れないわけであつて、売れた場合は一体どうするのかといふときに、高く売れた場合、それから融資金額に満たない場合——融資金額は大体かけ目を見て貸しますから、売り払い金額には至らないものであります。そうすると七〇%、六〇%、かけ目を大きくしても九〇%ということになります。しかし工場建設の途中で非常に高くなつた場合、それを一体どうするのか、融資金額を差し引いた残りの金額を都市改造公団と工場地主との間にどう分けるのか、これは普通民間同士で売買する場合とはそういう問題が起るわけであつて、しかし民間同士でもってあと地の売買を行なうものに対して、それまで制限をするという事はちよつとむずかしいのであります。別な法則を考へないといふむずかしいのです。いま御指摘になつておるもの、私たちが考へておるものは、この法律に基づいて貸し付けが行なわれる、金を借りて移転するあと地の整理ということになりますから、その場合は当然条件がついて、他に転売され

また工場をつくる悪循環を繰り返すという事は絶対にしない、こういうことが原則的に行なわれるのであります。

○米原委員 あつて地の利用というのがこの法案ではやはり非常に重要だと思ふのです。いまある法律でちよつと調べてみますと、かなり大きなあと地、広いあと地だつて、むしろそれを処理したり制限する法律があるのですが、中小零細企業といふ移転した場合は、またそういうところはなかなか移転させる必要があるだろうと思ふのですが、移転した場合は、そのあと地の処理のしかたといふのはほとんどいままでの法律ではできないのじゃないかという感じがするのです。

そこで、首都圏整備委員会の方に来ていただいたので伺いたつたのですが、首都圏の既成市街地のあと地については、工業制限法によつて、今回の改正も含めて五百平方メートル以上のものが規制の対象になるということになっております。つまりそれ以下のものには規制できないのです。いまの首都圏整備の場合にも工業制限法の適用を受けないのです。この点どんな対策をとつておられるか、首都圏整備委員会の方に聞きたいのであります。

○野本説明員 お答えいたします。

ただいま御指摘のように、私どものほうの工業等制限法、現行では千平方メートル以上の工場、作業場の新設、増設を原則として禁止しております。今回の改正法で五百平方メートルまで引き下げることでございますが、私どもの法律はあくまでも直接の規制といふものです。工場、作業場の新設、増設を押へるわけであつて、それによりまするあと地の制度につきましてもは直接には関与しておりませんが、この点につきましては、その他の都市開発資金の関連あるいは自治体のあと地の買い上げ制度等につきましても私どものほうもいろいろお願いして対策を講ずるといふような形をとつております。

○米原委員 建設省の方に聞きたいのですが、地方公共団体が土地を取得する際に利用できる方法

として都市開発資金の貸し付けを利用する方法があります。公団、緑地という用途の制限がある、そして面積を十ヘクタール以上と定めているので、かなり広いものでないといふ都市開発資金の貸し付けが得られない。実際は東京都内の二十三区でこういう問題が非常に起つているので、区としては、たとえば緑地にしたり公園にしたりするのでその開発資金を借りたい。ところが面積は十ヘクタール以上でないといふ借りられない。実は東京の二十三区の人たちでも、工場なんか移転したあとでできるだけ緑地化すると、非常な過密状態でありまして、なかなか現実はいまでもできないのであります。そういうこともありますので、大きな工場のあと地で比較的小さい工場のあと地とすね、こういうのも地方自治体が買い上げて利用できるうちに、いままきまつていふような用途指定なんかはすして、面積もつと引き下げ

る。いまは十ヘクタール以上でないといふ金が借りられないです。もうちよつと引き下げるといふようにすれば、いまそういう考へ方は非常に持つていふのです。東京都区内の区長さんたちが、できるだけそういうものをたくさんつくつて緑地地帯をつくつていきたい、小さい公園とか子供の遊び場とか、こういうのがないと、過密の弊害が起つていふわけですから、非常に考へていふ。ところが実際にはやろうと思つてもいろいろこゝろが妨害になつてできないのです。ですから、工業再配置といふのは考へ方自体私自身も賛成なんです、そのあとを完全にうまくできるやうないろいろな点があるのです。こゝろいふ点考へていただければかどうか、建設省のほうがこの問題担当されていふんで、建設省の意見を聞きたいのです。

○重元説明員 お答えいたします。

都市開発資金の貸し付けに關する法律に基づきまして、国が地方公共団体に土地の買い取りの資金を貸し付けるわけでございますが、これは大きく分けまして二種類ございまして、そのうち一つは工

場あと地の買い取りでございます。工場あと地の買い取りは、首都圏の工業等制限施設の敷地といふことでございまして、先ほどの首都圏の説明にもありましたように、制限施設の範囲で千平方メートルから五百平方メートルまで縮小されることになりまして、工場あと地の貸し付け対象も五百平方メートルまで拡大するといふことになるわけでございます。なお、工場あと地のあとの使用につきましても、他の用途に転換されました都市の機能の維持増進に貢献する、大体公園、緑地あるいは公営住宅といふふうなもののために転用されるといふことを条件といたしてございまして、個々の工場につきましても五百平方メートル以上の敷地で対象になるわけでございますが、やはり全体としての再開発の核としたいといふようなことがありますので、大体一ヘクタール以上くうら全体としてまとめることが望ましいといふふうに考へております。

それから第二番目の、先ほどの公園の十ヘクタールの制限があるという問題は、これは工場のあと地ではございせんので、最初から都市施設の用地として都市計画決定をいたしました土地につきまして民地を公共団体が買い上げる場合の対象でございます。道路、公園、緑地それから下水道、終末処理場といったものための施設用地でございます。確かに公園につきましては最低限十ヘクタール以上の土地を貸し付けの対象とするといふことにはいたしております。御質問の点で、個々の工場につきましては五百平方メートル以上といふことでございまして、それから工場あと地となくして一般の都市計画上の土地としましては、十ヘクタール以上の公園を建設いたします場合にその区域内の土地を貸し付けの対象とするといふこととでございます。

○米原委員 時間が来たのでもう質問できないのですけれども、最後に、いまの問題はいろいろそのあたりが制限があるわけであつて、これを突破しないといふとあと地の問題はほんとうには解決しないのじゃないか、この点を大事に考へてもらいたい。

それから中小零細企業の工場を移転する場合、移転したくても地方自治体のほうではあと地を買収する資金がないし、今度できる公団が買ってくれるかどうか問題があると思うので、面積の広さに関係なく、小さいところも対象にするようにしてもらいたい。これはもう時間がありませんから、希望意見を述べまして、要するに税金の問題や地方公共団体の先買権の確保の問題、それから地域住民の意見を十分に反映させるような措置をとってもらいたい、こういうような点を保証してもらわないと十分ではないかというのが私の見解であります。

これを言いました私の質問を終わります。

○岡本委員 岡本富夫君。

岡本委員 ただいま審議されております法案で、私に時間を少しだけいただけて若干お聞きしたいことがございます。

この工業再配置促進法、この法律が通りましたならば、相当工場分散ができるかどうか。先ほど大臣のお話では新しいところへほとんどつくるのだというふうなお話でございましたが、その点について、効力についてまずお聞きしたいと思います。

○田中事務大臣 この法律は産業の再配置を促進するために効力のある法律だというふうに考えております。ただ、ほんとうに理想的な法律かという点、理想的な法律というふうに私は声を大にしては申し上げられない。これは私が当初考え、大蔵省に要求したこと自体がこの十倍もあるものでございまして、これはほんとうにそう思います。

いま米原さんからも指摘ございましたが、やはりあと地の問題とかいろいろ解決しなければならぬ問題がまだあります。先ほど労働問題もございましたが、移転するなら労働者の施設やそういうものまでみな整備をしなければならぬのか、整備するためには制度を付加しなければいかぬとか、いろいろな問題があります。そういう意味で、完ぺきなものは申し上げませんが、しかし意欲的なものであって、この法律が制度化され

れば、とにかく全国的な視野に立つて青写真というものがかけますし、各地域立法との調整も行なわれますし、そして誘致をする側も意欲的になると思いますし、また現に分散を希望しておる中小企業を含めた各産業も、これはいよいよ自分で移転先を見つけようという意欲的な動きが始まり、そしてこれが十月から動き出すということになれば、いま見ておる百五十億にこだわることもないと思いますし、また来年までの間に予算措置等もできるわけでありまして、なだれのごとくというわけにはまいりません、しかしとにかく国の一つの方針が明らかにされることによって、工業分散というものの対しては大きな推進力になる、こういう考えでございます。

○岡本委員 次に担当局長にお聞きしたいのですが、この法律を作成するにあたって、いままでの工業団地とかあるいはまた既成の法律で相当なういつた団地なんかつくつたりしておりますが、そういうものの点検をして、そうしてまたこの工業再配置促進法に合うように、そういう面の関連をよく確かめておかないと、この法律が結局は無意味になるのではないか、あるいはどこかでそこを来たすのではないか、こういうふうに思うのです。そこで、あちらこちらいろいろものを点検をやった後に、これと合うのかどうかというところを調整したことがあるのか、これをひとつお聞きしたいのです。

○本田政府委員 お答えいたします。

現在の工業用地が十四万ヘクタール程度でございまして、今後の工業生産の増加を考えますと、工業用地としてはその二倍近いものが必要になるのではないかと考えているわけでございます。そういう意味で、今後工業用地の取得という際に対象となりますのは、やはり誘導地域にありまして既存の工業団地で企業の進出が行なわれていない用地の活用ということがまず第一に重要になると思っております。もちろん、それと並行して各地域で団地の造成を行ないまして、そして特に地方の中核団地を中心とする工業団地の造成を進め

て、ここへも企業の進出を進めることに相ならうと思っております。

既存の工業団地につきまして今回の施策が行なわれますと、その団地に企業が立地する場合には工業再配置促進補助金の交付があるわけでございます。移転地域から出る場合には市町村と企業に、新増設の場合には市町村に補助金の交付があるわけでございます。また、そういう団地に過密地域から移転する場合には、公団から、移転あと地融資、移転運搬資金の融資があるわけでございます。また過密地域にありまして企業がそれらの地域に出る場合には、税制上加速償却の特典が認められますし、移転先企業に対しては固定資産税の免除があるわけでございますので、さしあ

たつて過密地域にある企業の中で移転の希望が大企業、中小企業を通じて相当数あるわけでございます。これらの企業はまず既存の団地について移転が検討されるというふうに考えるわけでございます。それから、御指摘の問題点については、当然それらの用地を含めてわれわれとしては考えておるわけでございます。

○岡本委員 それではお聞きいたしますけれども、私どもの調査で、秋田県の井川村、ここに二十六万六千二百八十平米、この団地が昨年の八月にできました。もう満一年を迎えようとしておるのですけれども、いまだにどの企業も来ない。ここへ企業が来ればそこへ働きに行けるのだというのを信じた農家の方が、保有米を取ろうと土地まで全部手放して、そうしてきれいな団地をつくつてもらったけれども、あとどうしようもない、こういう現実の姿があるわけですね。あなた

は、こういう工業団地、いろいろなものを点検をして、そうしてこの法律に合うかどうか、そういうものに対してお調べになったというお話であります。では私聞きますが、これは一つの事例ですけれども、このほうの調査をなさったことがありますか、これをひとつお聞きしたい。

○本田政府委員 この団地は農村工業導入促進法の拠点団地に該当する団地でございまして、完成

したのはごく最近のことでございます。われわれのほうの調べでは、有力な企業が数社、この団地への進出につきまして具体的に検討を始めておるというところでございます。われわれとしては、この計画が実現することを期待いたしておるわけでございます。一応用地の考慮の中には入っておるわけでございます。

○岡本委員 通産大臣、この団地ができましたから満一年たっております。先ほど申し上げましたように、百二十一人の方々の大部分は出かせぎ農家である。この団地が来るといふので、保有米をつくる水田も、企業が来たらそこで働けるのだというふうな話で全部手放したわけでありましてけれども、いま写真を見るときれいに団地ができておりますが、このごみがばあつと飛ぶだけで、それらがうちに入ってくるだけで、収入が入ってこない。ごみが入ってきただけでは食べていけない、こういうわけで非常にショックを受け、また、工業団地が来るのだというのを信じて農地を手放した農家の皆さんは結局非常に犠牲になつておる。こういうことが起こり得ることになれば、やはりこれに対してどうするかという手を打っておかなければ、この工業再配置法によつていろいろやつたときにこんなことがあつちこちになつておるのでは、これは農家はたまつたものじゃない、こういうふうに私は思ふんですがね。その点について、ひとつ大臣から御意見を伺いたい。

○田中事務大臣 まあ秋田県が起債事業としてやつたわけでございますし、また各県でも工業団地をつくつておるところがあります。これはみんなつくつております。しかし一次産業比率の特に高い豪雪単作地帯というふうな県の工業団地というのは、比較的、いま御指摘になったように、一年とか二年とか、あく場合はございまして、ございまして、それは非常に短い時間であつて、大体埋められておるというところでございまして、栃木県の小山団地などは、もうあつという間に足らないぐらになつておつて、もつと団地造成をしなればならないということで北関東地方各地に工業

団地の計画がござりますが、まあ秋田というところになると、これは将来的に見ると、秋田海がございまして、八郎潟もあるし、これはもう相当ないいところであるというところはだれが見てもわかるのですが、いまのところは交通が一番不便なところ——まあ秋田の方おられるかも知れませんが、交通が一番不便なんです。あそこは飛行場ができておりますが、横風が非常に強いので満足に飛行できる日が何日もないというところであるし、冬季は何カ月間も飛ばないというような問題が——秋田というところは、水はあるし、土地はあるし、労働力はあるし、非常にいいところなんです。いいところなんです、将来は一つの大きな基地になるといわれておりながら、いまのような、県がつくった団地でさえもすぐ利用できない。いろいろな迷惑をかけているということがあります。これは県も草の種などをまいて、公害いわゆる砂やほりというものを害を起さないようにやっているとございます。これはそういうものが全然起らないことはいえないと思っております。起らないことはいえないと思っておりますが、やはりいつでも受け入れ体制ができるように、今度は県だけではなく、県と連産省も十分連絡をとりながら、また各企業との間に連絡をとりながら青写真をかいて、また青写真の実行を行なうということにいたしますので、いまのようなこととなるべく起らないようにいたしたい、こう思います。いまの秋田県の問題は、これはまだ私もよくその状態も聞いておりませんが、これは相当見込みをつけて工場団地造成を行なったわけでありまして、これは県も見込みを持っていますんじゃないか、こう思います。私もよく事情を承知いたしておりましたので、これはひとつ検討いたしてよく調査をいたします。

○岡本委員 それでこの調査をほんとうはしてなければならぬのですが、まだしてない。要するに工場団地が来るという喜んで土地を提供した、こういうところから、そう高く売ってないんですね。結局一年あるいは二年と、つとめるところ

ろがなくて遊んでしまつて、それをみんな食つてしまつてというふうな、農家の被害というものは非常に大きいわけです。私はそういう、まあ大の虫を生かして小の虫を殺すというふうな考え方ではないと思ひますけれども、したがって私は、この工業再配置促進法、これはまあ必要だと思ひますけれども、特にこういつた農家の皆さんが、いままでは食べていた。米をつくつて、そして出かきぎに少し行けば食べていたのが、たちまちこうやつて、満一年たつておる。まだ、それから何ぼ、いつごろ来るかわからない見込みでは、一家は食べていけない。こういうふうなものに對するところのやはり調整あるいは救済という面も考えたところの工業再配置でなければならぬ。この点について、大臣にもう一ぺんだけ答弁をお願いしたい。

○田中大臣 工業再配置というのは、過密地帯の弊害を排除して、一次産業比率だけがなくて出かせぎに出なければならぬ、親子、夫婦も別れに住まなければならぬ、しかもそのうちにはおおあさんまで連れて都会に出なければならぬ、過疎県というものはほとんど人口が減つておる。そういうところは水もあるし土地もあるし、家を持つ労働力、質のいい労働力もあるわけなんです。そこで働く場が与えられれば、出かせぎにも出ないでいいし、家族の都会への移動もなくなるわけでありまして。そうすれば、社会保障対象人口もふえないで済むわけです。だからそういう一石何鳥といふことを目標にしてこの政策を推進しようとしているわけでございますから、いま御指摘になった事態、現象から見ますと、確かに工場ができておると思つたのだ、工場が来たつとめようと思つて待っているんだが工場は来ない、その間に土地の売買代金まで食いつぶしてしまつておる、そういう特殊なケースもあると思ひます。実際、そういうものをなくするためにも工場再配置を行なり、地方の工業化を行なうということでありまして、だから農村工業導入法も新産業都市建設法も低開墾促進法もみなそうなん

です。ですから法律の目的は非常にいいことである。いろいろなことを言ひますけれども、私も新潟県でございまして、私の選挙区はほとんどすべて、何とかして工場を持ってきてもらいたい、工場を持ってこないで総合農政とは何だ——実際そうなんです。総合農政でもって減反をする、耕作を止め、耕作を休んで一体どこに働きに行くんだ、實際へビのなま殺しにあらっているわけです。これは新潟県や東北だけではありません。北海道は現に人口が減りつつある。九十年間ふえ続けた北海道が人口が減りつつある。こういう事実を徹して考へてこの法律をつくらうとしておるわけでございますが、現象としては、いまのような例、これは大きなものではないんです。二十町歩ぐらいのものだということになれば、一町歩三千坪にしろいふふりをしてそれを、県がその程度のものの工場誘致ができなくてそういうことになつておるのか私はその事情はよく知りませんけれども、これはそういうことにはならない。これはちゃんとした計画を立てながら、全日本の列島改造ということを目指しておりますので、そういうことが現象として絶対なくなるということでは申し上げられませんが、しかし原則的にはそのような事態が起らないように十分な配慮をしていくべきだと思ひます。

○岡本委員 大臣、私の言わんとしているところは——あなたは新潟の話をいろいろされましたけれども、そういう事情はわかるんです。しかしこういうふうに私がいま秋田県の一つの現象を取り上げて申し上げておるのは、結局その陰に泣くところの、工場が来ると思つて土地を放した、そして保有米、自分のところで食べる米まで——五反百姓ぐらいたつたら、たいがい自分たちの食べる分だけつくのですが、これも全部提供してしまつた。ところがそれが来ない。そうなるとううしよりもなくなつてくる。こういう人たちの救済も、あるいはどうするかという手の打ち方もやはり考へた今後の政策を立てなければだめだとい

うことを私は申し上げておるわけです。ですから、話をすりかえてもらつたのじゃあちょっと困る。私はこの法案を見まして、そういう対策が一つもないんです。ただ、これは工場の再配置を促進する、それに対して金も貸さう、あるいは税金をまけよう、こういうことだから、そういう陰の一番きめのこまかい手も打つことも考へておかなければいかぬということをおし申し上げておるわけです。こればかり言つてもしかたがない。これはひとつ調査をして、そして御返事をください。

そこで次に、目的の中に「環境の保全——工場の新増設を環境の保全及び雇用の安定」というところの環境の保全、これはおそらく私は自然環境と生活環境であらうと思ひます。そこで、東京、大阪、あるいは工場の少ない私のほうの選挙区でありますところの宝塚、こういうところにおきましていま一番問題になつておるのが、公害の中で工場から出るものについては何とか規制もできるのですけれども、できないのが光化学スモッグですね。光化学スモッグ、この現状がどんどん急テンポに日本列島を襲おうとしておる。この原因は、いろいろな学者の説がございまして、その中で一番大きな原因になつておるのがやはり自動車の排気ガスではないかということ、私はこの工場の再配置をいたしまして、同じように、いまの東京都あるいは大阪あるいは神奈川県あるいはまた私がいま言ひました工場の少ない宝塚、これらも相当光化学スモッグが出ておるわけですね。そういう面をやはりきちんとしておきまさんと、結局日本国じゅうに光化学スモッグを起して、そして病気をばらまく、こういうことを懸念をするわけでありまして。

そこで、まずお聞きしたいのは、米国におきまして、一九七〇年にマスキー法、これが制定されて、そして自動車の排気ガスの規制をしようといふことになつたわけでありまして、わが国におけるそれに対するところの対策、これについてひとつお聞きしておきたいと思ひますが、ま

○岡本委員　これは特に前向きの答弁がありまいたけれども、いずれにしましても輸出、それから国内で使用する。それにつきましても、やはりこのマスキー法というものは非常にきついということとでありますけれども、そうしなければ自動車産業もつていかなしいし、また日本の国の自然環境の保護、生活環境の保護もできない、こういうわけですから、最後にひとつ大臣に、若干担当は——しかし、あなた実力大臣であり、次期総裁であるといわれておるような方ですから、これについて御意見をひとつ承っておきたいと思うのです。

○田中国務大臣 光化学スモッグの問題からお入りになったわけですが、光化学スモッグの一番の元凶は排気ガスであらうというところはもう定説になっております。特にマスキー法の問題もいま御指摘がありました。アメリカにおいてはロサンゼルスがもうガソリンを使い自動車の運行を禁止するのでなく、製造を禁止するところまでいつているわけでございます。でありますので、わが国の自動車産業という面から見しても、輸出産業の花形である自動車という面から見ても、これは排出基準というものが非常に厳密にしなければならぬと思ひますし、技術開発というものを積極的に進めなければならぬということももう当然でございます。輸出だけではなくやはり国内においてもそのとおりで、東京都内のように——これはいま全国の保有台数二千万台だといつておるのですが、この二千万台があと十二、三年間で倍になることは間違いないのです。これは必ずなるのです。百三十万台がとにかく二千万台に十六、七年でなつてしまつたのですから、これは外国並みに見れば三千九百万台ないし四千万台になる、こういうことありますので、やはり大気汚染ということ、国民の健康被害ということとはたいへんなことでございますので、こういう問題に対しても早急な技術革新、技術開発ということで解決しなければならぬ。われわれの生命に關する問題であるという面から最も重要な部門としてこれに対処してまいらなければならぬ、こう考えます。

○岡本委員 ではその問題はそのくらいにしまして、また所轄の委員会に詰めることにいたしますが、最後に一点だけ。

この工場再配置あるいはまた移転、これは中小企業がこういつたときの資金にいろいろな問題が出てくると思ひます。申請したら申請しただけ全部出てこなかったり、あるいはこまごましたものが必要になつてくる。こういう場合、やはり政府三機関の国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工中金、こういったものの金を使用するのは

ではないか。それについてやはり最近、円の再切り上げを規制するとかいろいろなことでも金利の引き下げを考へておる、公定歩合の引き下げも考へておるわけですが、したがつて私はこの政府三機関の金利の引き下げも考慮しなければならぬではないか。これはいろいろ問題もございまして、これがこれについてひとつ最後に大臣の考へ方、あるいはどうするかということをお伺ひして終わりたいと思ひます。

○田中国務大臣 二つお答えいたします。

一つは、中小企業対策としての三機関の金利の引き下げ、これは質の面でございまして、当然低金利政策に対応していきけるように、また政府関係機関としてその地位を確保するために、普通の民間の銀行が下げておるのに政府機関が依然として高い金利というわけにまいりません。これは引き下げのほうに努力すべきであることは当然であります。

もう一つは、地方開発とかいまの移転をする希望者に対する資金の融資、これはこの公団だけでなく、この公団がでますと、この公団プラスいろいろなものが出てくるわけです。一つには北海道東北開発公庫があります。開発銀行の地方開発融資ワケがございまして、それだけではなく、中小企業三機関ができたことによつて民間銀行にも中小企業ができて、その資金の一〇%、二〇%というものを中小企業に貸したいというような制度がおのずからできましたように、これはもう当然金融機関の中にも低利長期——いまハウスローンというのではそういうことをやつてゐるのです。ハウスローンでやることもさることながら、ハウスローンでやつておることは当然工業再配置等に対しては行なうべきであります。もう一つは、系統金融の中でもこういうワケをつくつてもらう、そういうことによつて総合的に地方の工業化また過度の集中の排除というものもあわせて行なえる、だから希望がある者に対しては金を貸せられるように、希望はあるけれども金はないというよりなことは絶対起こさないようにしてまいりたい

い、これはつけ加えて申し上げておきます。

○岡本委員 理事会があるそうですからこれで終わりますけれども、大臣、ハウスローンは計算しますと大体〇・九%くらいの金利になつておりますから、そこらもひとつそれと同じにするのだといわれたら、いさよよりも上がつてしまふのですから、下げてもらいたいのにまた上げてやろうかというのは、そんなことは困るから……。じゃ政府三機関の金利もそういったやうなぐあいでは下げるということですから、これを終わります。

○鴨田委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三分散会